

2020年6月5日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目9番2号

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

代表取締役社長 石 井 茂

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場は見合わせていただき、議決権行使書の郵送またはインターネットで議決権を行使いただくことを強く推奨いたします。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき2020年6月22日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいようお願い申しあげます。

また、議決権行使の方法につきましては、3ページの「議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時 （受付開始予定時間 午前9時）

2. 場 所 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

マンダリン オリエンタル 東京 3階グランドボールルーム

※新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。

会場を変更する場合は、当社ウェブサイト (<https://www.sonyfh.co.jp/>) にてご案内いたしますので、株主総会当日にご来場をお考えの株主さまは、**本総会前日に必ず当社ウェブサイトをご確認ください**ますようお願い申しあげます。

3. 目的事項

- 報告事項
- 2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、紙の使用量を節約するため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

※本年から、株主総会ご出席株主さまへのお土産の配布を取り止めさせていただくこととなりました。

何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

4. 招集ご通知添付書類に関する事項

紙の使用量を節約するため、本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下のものにつきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sonyfh.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

- ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）および当該体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類に含まれております。

【株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sonyfh.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきますのでご了承ください。】

<株主総会会場における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について>

- 感染拡大防止のため、報告事項や決議事項などの議事進行を例年よりも短縮いたします。
- 感染拡大防止の観点から、発熱や体調不良など新型コロナウイルスの罹患が疑われる株主さまのご入場をお断りさせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 当社スタッフはマスク着用にて対応させていただく場合がございます。株主総会にご出席される株主さまにおかれましても、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会までの新型コロナウイルスの感染状況に応じ、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sonyfh.co.jp/>）でお知らせいたしますのでご確認ください。

<支配株主であるソニー株式会社による当社株式等に対する公開買付けについて>

- 当社は、公開買付けに関し、賛同の意見表明および応募推奨に関するお知らせ等をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sonyfh.co.jp/>）に掲載しております。なお、株主総会当日にご質問いただいても、法令上、掲載情報を超えるご回答をいたしかねる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

以上

【議決権行使のご案内】

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場は見合わせていただき、以下のいずれかの方法により、事前に議決権を行使いただくことを強く推奨いたします。なお、当日ご出席の場合は、郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

〈郵送による議決権行使〉

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2020年6月22日（月曜日）午後5時30分までに**到着するようご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

〈インターネットによる議決権行使〉

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、**2020年6月22日（月曜日）午後5時30分までに**行使ください。なお、ご不明な点などがございましたら下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

1. インターネットにより議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。なお、株主さま以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
また、議決権行使サイトへの接続は、上記URLをご入力いただく方法のほか、議決権行使書用紙に記載のQRコードをスマートフォンにより読み取る方法でも可能です。QRコードをご利用いただく場合は、初回の議決権行使に限り「ログインID」および「仮パスワード」の入力が不要です。
2. 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
3. インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. お手続きにあたりインターネット接続料金などが必要になる場合は株主さまのご負担となります。

議決権行使サイトに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話：0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

〈機関投資家の皆さまへ〉

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当年度の期末配当につきましては、当年度の業績や事業環境等を総合的に勘案し、前年度の期末配当から1株につき7円50銭増配し、1株につき70円とさせていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金70円
総額 30,453,495,520円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
2020年6月24日

第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役10名全員が任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は、以下のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会 出席状況
1	[再任][男性] おか まさし 岡 昌志	取締役（社外取締役）	13回／13回 (100%)
2	[再任][男性] きよみや ひろあき 清宮 裕晶	常務取締役	17回／17回 (100%)
3	[新任][男性] つばた ひろゆき 坪田 博行	執行役員	—
4	[再任][男性] ととき ひろき 十時 裕樹	取締役	10回／13回 (77%)
5	[再任][男性] かんべ しろう 神戸 司郎	取締役	13回／17回 (76%)
6	[再任][女性] まつおか なおみ 松岡 直美	取締役	11回／13回 (85%)
7	[再任][男性] [社外][独立] くにや しろう 国谷 史朗	取締役（社外取締役）	16回／17回 (94%)
8	[再任][男性] [社外][独立] いとう たかとし 伊藤 隆敏	取締役（社外取締役）	17回／17回 (100%)
9	[再任][男性] [社外][独立] いけうち しょうご 池内 省五	取締役（社外取締役）	13回／13回 (100%)
10	[新任][男性] [社外][独立] たかはし かおる 高橋 薫	—	—

- (注) 1. 取締役会出席状況は、2019年度に開催された取締役会の出席状況であります。
2. 岡 昌志氏、十時 裕樹氏、松岡 直美氏および池内 省五氏は、前年の定時株主総会(2019年6月21日開催)において新たに取締役に選任されましたので、出席対象となる取締役会の回数が異なります。
3. 国谷 史朗氏、伊藤 隆敏氏、池内 省五氏および高橋 薫氏は社外取締役候補者であります。なお、いずれの候補者も東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。
4. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 十時 裕樹氏は、現在、当社の親会社であるソニー(株)の取締役 代表執行役 副社長 兼 CFOであります。
6. 神戸 司郎氏は、現在、当社の親会社であるソニー(株)の執行役 専務 法務、コンプライアンス、広報、サステナビリティ、渉外、品質、情報セキュリティ、プライバシー担当であります。
7. 松岡 直美氏は、現在、当社の親会社であるソニー(株)の執行役員 経営企画管理、財務、IR担当であります。
8. 国谷 史朗氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年となります。
9. 伊藤 隆敏氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
10. 池内 省五氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
11. 当社は、国谷 史朗氏、伊藤 隆敏氏、岡 昌志氏および池内 省五氏と会社法第427条第1項に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。上記候補者の再任が承認された場合、当社は国谷 史朗氏、伊藤 隆敏氏および池内 省五氏と同責任限定契約を継続する予定であります。また、当社は、高橋 薫氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 株式数
1	[再任] おか まさ し 岡 昌 志 (1955年7月11日)	1979年 4月 (株)三菱銀行（現 (株)三菱UFJ銀行）入行 2004年 6月 (株)東京三菱銀行（現 (株)三菱UFJ銀行）シンジケーション部長 2005年 6月 同行 執行役員 兼 エオン・バンク・オブ・カリフォルニア 取締役副会長 2008年 4月 (株)三菱東京UFJ銀行（現 (株)三菱UFJ銀行）執行役員 CIB推進部長 2009年 10月 同行 常務執行役員 投資銀行業務、CIB推進部担当 2010年 7月 同行 常務執行役員 兼 ユニオンバンク頭取 兼 最高経営責任者 2012年 5月 同行 常務執行役員 米州総代表 兼 エオンバンク頭取 兼 最高経営責任者 2013年 5月 同行 専務執行役員 米州総代表 兼 エオンバンク頭取 兼 最高経営責任者 2014年 7月 同行 顧問 米州MUFGホールディングスコーポレーション取締役会長 兼 MUFGユニオンバンク取締役会長 2015年 10月 同行 顧問 2016年 5月 (株)ニコン 顧問 2016年 6月 同社 代表取締役 兼 副社長執行役員 兼 CFO 2019年 6月 当社 取締役（現在） 2020年 4月 (株)ニコン 取締役 <当社における地位> 取締役（社外取締役） ※重要な兼職の状況に該当事項はありません。 [取締役候補者とした理由等] 岡 昌志氏は、大手金融機関における長年にわたる業務経験を有し、同金融機関の米州総代表やグローバルテクノロジー企業においてCFOを務めるなど、経営に関する高い見識を有しております。また、2019年6月からは当社の社外取締役および独立役員として当社グループの経営において重要な役割を果たしております。当社の取締役として、グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有することから、同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。なお、本議案をご承認いただいた場合、本総会終結後の取締役会にて、同氏を代表取締役社長兼CEOに選定する予定です。	一株
2	[再任] きよ みや ひろ あき 清 宮 裕 晶 (1962年6月21日)	1986年 7月 ユナイテッドオプオマハ生命保険会社（現 オリックス生命保険(株)）入社 1990年 1月 ソニー・ブルコ生命保険(株)（現 ソニー生命保険(株)）入社 2000年 4月 ソニー生命保険(株) 数理部 統括部長 2002年 11月 同社 ALM部 統括部長 2007年 6月 同社 執行役員 数理部、経理部、運用管理部担当 2011年 6月 同社 執行役員 当社 執行役員 2013年 6月 ソニー生命保険(株) 執行役員常務 運用企画部、経営企画部、新事業推進部担当 2015年 4月 当社 執行役員常務 2015年 6月 当社 常務取締役（現在） ソニー生命保険(株) 取締役 ソニー損害保険(株) 取締役 ソニー銀行(株) 取締役 ソニー・ライフケア(株) 取締役 2016年 4月 ソニー生命保険(株) 取締役 執行役員常務 2020年 4月 ソニー生命保険(株) 取締役（現在） <当社における地位および担当> 常務取締役 広報部、IR部、経理部担当 <重要な兼職の状況> ソニー生命保険(株) 取締役 [取締役候補者とした理由] 清宮 裕晶氏は、ソニー生命保険(株)において長年にわたって数理、経理、運用管理等を担当してきました。当社の取締役として、グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有することから、同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。	12,729株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
3	[新任] つば た ひろ ゆき 坪 田 博 行 (1966年6月9日)	1991年 4月 ソニー(株) 入社 1994年 10月 ソニー・エレクトロニクス・マレーシア マネージャー 1997年 8月 ソニー・コーポレーション・オブ・アメリカ マネージャー 2001年 4月 ソニー(株) グループ人事部 人事戦略グループ 統括課長 2004年 7月 同社 CEO/プレジデントオフィス ディレクター 2006年 5月 同社 グローバルセールス&マーケティング本部 人事部 統括部長 2010年 10月 ソニー・エレクトロニクス・インク (米国) ストラテジーオフィス バイスプレジデント 2012年 5月 同社 シニアバイスプレジデント 2014年 7月 ソニービジュアルプロダクツ(株) コーポレート戦略部門 部門長 2015年 4月 兼 ソニービデオ&サウンドプロダクツ(株) コーポレート戦略部門 部門長 2018年 4月 兼 ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株) 執行役員 人事総務担当 2019年 4月 ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ(株) 人事総務部門長 兼 ソニーマーケティング(株) 取締役 人事総務担当 2020年 1月 当社 執行役員 (現在) <当社における地位および担当> 執行役員 人事部、総務部担当 ※重要な兼職の状況に該当事項はありません。 [取締役候補者とした理由] 坪田 博行氏は、ソニー(株)および国内外のソニーグループ各社において長年にわたって人事、コーポレート戦略などを担当し、2020年1月からは当社の執行役員として経営に携わっております。当社の取締役として、グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有することから、同氏を取締役候補者としたものであります。	一株
4	[再任] と とき ひろ き 十 時 裕 樹 (1964年7月17日)	1987年 4月 ソニー(株) 入社 2002年 2月 ソニー銀行(株) 代表取締役 2005年 6月 ソニーコミュニケーションネットワーク(株) (現 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)) 取締役 兼 執行役員専務 2012年 4月 ソネットエンタテインメント(株) (現 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)) 代表取締役 執行役員専務 2013年 4月 ソネットエンタテインメント(株) 代表取締役 執行役員副社長 CFO 2013年 12月 ソニー(株) 業務執行役員 SVP 2014年 11月 同社 グループ役員 ソニーモバイルコミュニケーションズ(株) 代表取締役社長 兼 CEO 2016年 4月 ソニー(株) 執行役 EVP ソネット(株) (現 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)) 代表取締役 執行役員社長 ソニー(株) 執行役 EVP CSO 2018年 4月 同社 代表執行役 EVP CFO 2018年 6月 同社 代表執行役 専務 CFO (株)リクルートホールディングス 取締役 (現在) 2019年 6月 ソニー(株) 取締役 代表執行役 専務 CFO 当社 取締役 (現在) 2020年 6月 ソニー(株) 取締役 代表執行役 副社長 兼 CFO (現在) <当社における地位> 取締役 <重要な兼職の状況> ソニー(株) 取締役 代表執行役 副社長 兼 CFO、(株)リクルートホールディングス 取締役 (社外取締役) [取締役候補者とした理由] 十時 裕樹氏は、ソニー銀行(株)の創設メンバーとして新規事業の開発・立ち上げを実践してきた経験と財務に関する豊富な知見を有しており、2016年4月からはソニー(株)の執行役として経営に携わっております。当社の取締役として、グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有することから、同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
5	[再任] かん べ し ろう 神 戸 司 郎 (1961年12月18日)	1984年 4月 ソニー(株) 入社 1989年 12月 ソニー・ヨーロッパ 法務部門 部長 2001年 7月 ソニー(株) 法務センター カンパニー法務部 統括部長 2002年 7月 同社 コンプライアンス部門 グループ法務戦略部 統括部長 2003年 7月 同社 グループCEO/COOオフィス 統括部長 2008年 4月 同社 グループ戦略部門長 2009年 7月 同社 VP 広報・CSR担当 2010年 6月 同社 業務執行役員 SVP 広報・CSR担当 2014年 4月 同社 業務執行役員 SVP 広報、CSR、渉外、ブランド担当 2014年 6月 同社 執行役 EVP 法務、コンプライアンス、広報、CSR、渉外、ブランド担当 2014年 9月 同社 執行役 EVP 法務、コンプライアンス、広報、CSR、渉外担当 2015年 6月 当社 取締役 (現在) 2016年 8月 ソニー(株) 執行役 EVP 法務、コンプライアンス、広報、CSR、渉外、情報セキュリティ&プライバシー担当 2018年 6月 同社 執行役 常務 法務、コンプライアンス、広報、CSR、渉外、品質、環境、情報セキュリティ&プライバシー担当 2020年 6月 同社 執行役 専務 法務、コンプライアンス、広報、サステナビリティ、渉外、品質、情報セキュリティ、プライバシー担当 (現在) <当社における地位> 取締役 <重要な兼職の状況> ソニー(株) 執行役 専務 [取締役候補者とした理由] 神戸 司郎氏は、ソニー(株)において長年にわたって法務、コンプライアンス、広報、CSRなどを担当し、2014年6月からは同社の執行役として経営に携わっております。当社の取締役として、グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有することから、同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。	一株
6	[再任] まつ おか なお み 松 岡 直 美 (1965年11月7日)	1988年 4月 ゴールドマン・サックス証券(株) 入社 1995年 1月 同社 投資銀行部門 ヴァイス・プレジデント 2002年 1月 同社 マネージング・ディレクター 2009年 7月 (株)イーブ (現 ピースマインド・イーブ(株)) 代表取締役社長 2014年 1月 AIGジャパン・ホールディングス(株) 専務執行役員 チーフ・トランスフォーメーション・オフィサー 2014年 6月 同社 取締役 専務執行役員 チーフ・トランスフォーメーション・オフィサー AIU損害保険(株) (現 AIG損害保険(株)) 取締役 富士火災海上保険(株) (現 AIG損害保険(株)) 取締役 アメリカンホーム医療・損害保険(株) 取締役 2015年 6月 兼 AIG富士生命保険(株) (現 FWD富士生命保険(株)) 取締役 2016年 6月 兼 アメリカンホーム医療・損害保険(株) 取締役会長 2018年 11月 ソニー(株) 執行役員 コーポレート戦略補佐 2019年 1月 同社 執行役員 経営企画管理担当 2019年 5月 同社 執行役員 経営企画管理、財務、IR担当 (現在) 2019年 6月 当社 取締役 (現在) <当社における地位> 取締役 <重要な兼職の状況> ソニー(株) 執行役員 [取締役候補者とした理由] 松岡 直美氏は、大手保険持株会社のチーフ・トランスフォーメーション・オフィサーを務めるなど金融機関における豊富な知見と業務経験を有しており、2018年11月からはソニー(株)の執行役員として経営に携わっております。当社の取締役として、グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有することから、同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
7	[再任] [社外取締役候補者] [独立役員] くにやしろ 国谷 史朗 (1957年2月22日)	1982年 4月 弁護士登録 大江橋法律事務所（現 弁護士法人大江橋法律事務所）入所 1987年 5月 米国ニューヨーク州弁護士登録 1997年 6月 サンスター(株) 監査役 2002年 4月 弁護士法人大江橋法律事務所 代表社員（現在） 2006年 6月 日本電産(株) 監査役 2012年 3月 (株)ネクソン 取締役（現在） 2012年 6月 (株)荏原製作所 取締役 2013年 6月 当社 取締役（現在） 武田薬品工業(株) 監査役 2016年 6月 武田薬品工業(株) 取締役（現在） <当社における地位> 取締役（社外取締役） <重要な兼職の状況> 弁護士法人大江橋法律事務所 代表社員 (株)ネクソン 取締役（社外取締役） 武田薬品工業(株) 取締役（社外取締役） [社外取締役候補者とした理由等] 国谷 史朗氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士法人大江橋法律事務所の代表社員として活動されており、弁護士および米国ニューヨーク州弁護士としての専門的な知識・経験を有し、また、当社と特別の利害関係もないことから、引き続き、社外取締役および独立役員として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。	一株
8	[再任] [社外取締役候補者] [独立役員] いとうたかとし 伊藤 隆敏 (1950年10月6日)	1979年 9月 ミネソタ大学 経済学部 助教授 1986年 9月 同大学 経済学部 准教授 1988年 9月 一橋大学 経済研究所 助教授 1991年 4月 同大学 経済研究所 教授 1994年 6月 国際通貨基金 調査局 上級審議役 1997年 4月 一橋大学 経済研究所 教授 1999年 7月 大蔵省 副財務官（大臣官房参事官） 2001年 7月 一橋大学 経済研究所 教授 2002年 4月 東京大学 先端科学技術研究センター 教授 2004年 4月 同大学 大学院 経済研究科 教授 2012年 4月 同大学 公共政策大学院 院長 2014年 4月 同大学 公共政策大学院 特任教授 政策研究大学院大学 教授 2015年 1月 コロンビア大学 国際関係公共政策大学院 教授（現在） 2016年 4月 政策研究大学院大学 特別教授（現在） 2017年 2月 チャイエククス・ジャパン(株) 取締役（現在） 2018年 6月 当社 取締役（現在） <当社における地位> 取締役（社外取締役） <重要な兼職の状況> コロンビア大学 国際関係公共政策大学院 教授 政策研究大学院大学 特別教授 チャイエククス・ジャパン(株) 取締役（社外取締役） [社外取締役候補者とした理由等] 伊藤 隆敏氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、マクロ経済学・金融政策・国際金融・日本経済論などの専門家として豊富な知識・経験を有し、また、当社と特別の利害関係もないことから、引き続き、社外取締役および独立役員として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。	一株

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
9	[再任] [社外取締役候補者] [独立役員] いけ うち しょう ご 池 内 省 五 (1962年6月6日)	1988年 4月 (株)リクルート（現 (株)リクルートホールディングス） 入社 2005年 4月 同社 執行役員 経営企画室、事業統括室担当 2012年 6月 同社 取締役 兼 執行役員 グローバル本部・アジア領域、経営企画、人事支援担当 2012年 10月 (株)リクルートホールディングス 取締役 兼 執行役員 グローバル本部、経営企画、R&D、人事担当 2013年 4月 同社 取締役 兼 常務執行役員 中長期戦略本部、海外事業本部、R&D本部、経営企画本部、人事本部担当 2014年 4月 同社 取締役 兼 常務執行役員 海外事業本部、R&D本部担当 2015年 4月 同社 取締役 兼 常務執行役員 R&D本部、経営企画本部、人事本部担当 2016年 4月 同社 取締役 兼 専務執行役員 経営企画本部、人事本部、R&D本部担当 2017年 4月 同社 取締役 兼 専務執行役員 経営企画本部、人事本部担当 2017年 5月 同社 取締役 兼 専務執行役員 経営企画本部（CSO）、人事本部（CHRO）担当 2019年 4月 同社 取締役 兼 専務執行役員 人事・総務本部（CHRO）担当 2019年 6月 当社 取締役（現在） 2020年 4月 (株)リクルートホールディングス 取締役 兼 顧問（現在） <当社における地位> 取締役（社外取締役） <重要な兼職の状況> (株)リクルートホールディングス 取締役 兼 顧問 [社外取締役候補者とした理由等] 池内 省五氏は、グローバル企業において新規事業開発や海外展開を推進した経験を有し、経営企画および人事の責任者を務めるなど、経営に関する高い見識を有しております。また、当社と特別の利害関係もないことから、社外取締役および独立役員として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。	一株
10	[新任] [社外取締役候補者] [独立役員] たか はし かおる 高 橋 薫 (1956年5月13日)	1979年 4月 安田火災海上保険(株)入社 2008年 4月 同社 執行役員 人事部長 2010年 4月 同社 常務執行役員 2010年 6月 同社 取締役 常務執行役員 損保ジャパンひまわり生命保険(株) 取締役 2012年 4月 (株)損害保険ジャパン 代表取締役 副社長執行役員 2013年 4月 日本興亜損害保険(株) 副社長執行役員 2014年 9月 損害保険ジャパン日本興亜(株) 代表取締役 副社長執行役員 2015年 4月 損害保険ジャパン日本興亜ひまわり生命保険(株) 代表取締役 社長執行役員 2015年 6月 損保ジャパン日本興亜ホールディングス(株) 取締役 2016年 3月 ヒューリック(株) 取締役（現在） 2018年 4月 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険(株) 取締役 会長執行役員 <重要な兼職の状況> ヒューリック(株) 取締役（社外取締役） [社外取締役候補者とした理由等] 高橋 薫氏は、大手損害保険グループにおいて長年にわたる業務経験を有し、同グループ生命保険会社の代表取締役社長を務めるなど、経営に関する高い見識を有しております。また、当社と特別の利害関係もないことから、社外取締役および独立役員として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。	一株

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 株式の 数
さ え ぐ さ た か は る 三 枝 隆 治 (1952年4月20日)	1975年 4月 (株)三菱銀行（現 (株)三菱UFJ銀行） 入行 1997年 1月 (株)東京三菱銀行（現 (株)三菱UFJ銀行） 下赤塚支店 支店長 1998年 6月 同行 ニューヨーク支店 副支店長 2001年 2月 ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニア 取締役副会長 2004年 8月 千代田化工建設(株) 執行役員 2005年 6月 同社 常務執行役員 2010年 6月 三菱UFJメリルリンチPB証券(株)（現 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券(株)） 常勤監査役 2014年 6月 コムシスホールディングス(株) 監査役 2016年 10月 西日本三菱自動車販売(株) 監査役（現在） 中部三菱自動車販売(株)（現 西日本三菱自動車販売(株)） 監査役 2017年 6月 コムシスホールディングス(株) 取締役 <重要な兼職の状況> 西日本三菱自動車販売(株) 監査役（社外監査役） [補欠社外監査役候補者とした理由] 三枝 隆治氏は、大手金融機関における長年にわたる業務経験を有し、また、企業経営に関する高い見識を有していることから、これらの経験を活かして社外監査役および独立役員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。	一株

- (注) 1. 三枝 隆治氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三枝 隆治氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 三枝 隆治氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏と会社法第427条第1項に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 三枝 隆治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

(ご参考) 社外役員の独立性基準について

当社は、会社法の独立性基準、および東京証券取引所の定める独立役員としての基準に加え、当社が定める独立性基準を充足する者を社外役員の候補者としております。なお、候補者の決定にあたっては、社外取締役を議長とする指名諮問委員会での審議を経て、取締役会で決議しております。

当社が定める独立性基準は以下のとおりです。

- ① 当社グループを主要な取引先とする者（その者が法人等である場合には、当該法人等の業務執行者）でないこと（※2）
- ② 当社グループの主要な取引先（その取引先が法人等である場合には、当該法人等の業務執行者）でないこと（※2）
- ③ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等でないこと（※3）
- ④ 当社グループの主要株主（その主要株主が法人等である場合には、当該法人等の業務執行者）でないこと（※4）
- ⑤ 当社グループが主要株主である法人の業務執行者でないこと（※4）
- ⑥ 当社グループから多額の寄付を受けている先（その寄付を受けている先が法人等である場合には、当該法人等の業務執行者）でないこと（※5）
- ⑦ 就任前の3年間に於いて、上記①～⑥を満たすこと
- ⑧ 就任前の10年以内のいずれかの時に於いて、当社の親会社または兄弟会社の業務執行者であったことがないこと
- ⑨ 上記①～⑧を満たさない者の配偶者または2親等内の親族でないこと

※1 「法人等」とは、法人や組合等の団体をいう。

※2 「主要な取引先」とは、直前事業年度および過去3事業年度における当社グループとの取引による支払額または受取額が、当社グループまたは当該取引先の連結売上高の2%以上を占める者とする。

※3 「多額の金銭」とは、過去3事業年度の平均で、対象者が個人の場合は年間1,000万円以上、対象者が法人等に所属している場合は当該法人等の連結売上高の2%以上であることをいう。

※4 「主要株主」とは、最新の株主名簿において総議決権の10%以上を保有する株主をいう。

※5 「多額の寄付」とは、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円以上または寄付先の連結売上高もしくは総収入の2%のいずれか大きい額以上であることをいう。

(添付書類)

2019年度 (2019年4月1日から
2020年3月31日まで) 事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過および成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当社グループは、当社、ソニー生命保険株式会社（以下、「ソニー生命」）、ソニー損害保険株式会社（以下、「ソニー損保」）およびソニー銀行株式会社（以下、「ソニー銀行」）を中心に構成されております。

当社は、ソニー生命、ソニー損保およびソニー銀行等を直接の子会社とする金融持株会社であり、それぞれの主な事業内容は次のとおりであります。

ソニー生命は、ライフプランナー（営業社員）※1およびパートナー（募集代理店）によるきめ細かなコンサルティングに基づくオーダーメイドの生命保険を提供し、また、子会社であるソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社（以下、「ソニーライフ・エイゴン生命」）※2の変額年金保険を取り扱っております。

ソニー損保は、自動車保険や医療保険などをインターネットや電話を通じて提供しております。

ソニー銀行は、預金（円・外貨）、住宅ローン、投資信託、外国為替証拠金取引などをインターネットを通じて提供しております。

また、既存3事業に次ぐ新規事業の開発に取り組んでおり、当社は、当社グループにおいて介護事業を統括する持株会社「ソニー・ライフケア株式会社」（以下、「ソニー・ライフケア」）およびベンチャーキャピタル業務を行う「ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社」（以下、「ソニーフィナンシャルベンチャーズ」）を傘下に置いております。

なお、2019年4月には、当社グループの新たな企業理念である「ミッション・ビジョン・バリュー」を制定いたしました。これは、「人々が心豊かに暮らせる持続可能な社会をつくる」という「ミッション（存在意義）」を掲げ、「お客さま一人ひとりに合わせた付加価値の高い商品・サービスとテクノロジーの力で感動を生み出し、最も信頼される金融サービスグループになる」ことを「ビジョン（目指す姿）」とし、社員一人ひとりが大切にする「バリュー（価値観）」を明確にすることで、グループ一丸となった持続的な企業価値の向上と社会への幅広い貢献を目指すものであります。

※1 「ライフプランナー」はソニー生命の登録商標です。

※2 2020年4月1日、ソニーライフ・エイゴン生命保険(株)はソニーライフ・ウィズ生命保険(株)に商号変更いたしました。

【金融経済環境】

2019年度のわが国経済は、前半は底堅く推移しましたが、後半は大幅に悪化しました。年度前半は、世界のIT製品需要の鈍化や米国と中国の通商摩擦によって外需が弱含みましたが、国内では人手不足を背景に雇用情勢の改善が続き、個人消費などの内需が経済を支えました。一方、年度後半は、消費税率の引き上げに伴う需要減や大型台風の被害によって、内需までもが悪化しました。また、2020年に入ると新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、その抑止に向けた隔離政策が経済活動を停滞させ、日本を含む世界各国の景気後退を不可避なものとなりました。

債券市場は、米国の金融政策の影響を強く受けました。2019年半ば、米中通商摩擦による景気悪化に備えて米連邦準備制度理事会（FRB）が政策金利の引き下げを決めると、米国の市場金利が低下し、それに合わせて日本の10年国債利回りは、2019年4月の△0.1%近辺から2019年9月には△0.3%程度へ低下しました。しかし、日本銀行が過度な金利低下に警戒を示すと、10年国債利回りは上昇に転じ、2020年2月にはゼロ%前後となりました。また、2020年3月は新型コロナウイルスを巡り、金利が乱高下しました。日本の10年国債利回りは、FRBが政策金利をゼロ%まで引き下げたことを受け、△0.18%まで低下しましたが、政府が大型の経済対策を打ち出すと、ゼロ%付近まで上昇しました。

外国為替市場では、2019年度前半は米金利の低下に沿ってドル安が進み、ドル円レートは2019年4月の1ドル＝111円台から2019年8月には105円台となりました。しかし、2019年9月以降は世界的に株価が堅調となるなかで、安全資産である円は売られ、2020年2月には1ドル＝112円台を付けました。2020年3月に入ると、新型コロナウイルスの感染拡大で世界経済が同時不況の様相を強め、リスク回避の円買いによって101円台まで円高が進行しました。その後、投資家の不安が極まるなかでドルの現金を確保する動きが強まり、強烈なドル高によって111円台の円安となりました。

保険業界におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、社会のインフラとしての役割を果たすため、契約者保護に資する各種取り組みが推進されました。また、生命保険業界においては、人生100年時代といわれる超長寿社会の到来に伴い、多様化するリスクに備えた商品・サービスの向上や国民の健康寿命の延伸に向けた健康増進の取り組みが進んだほか、損害保険業界においては、前期に引き続き大規模自然災害への対応が実施されました。

銀行業界におきましては、引き続き厳しい収益環境が継続する中、消費税引き上げに伴うキャッシュレス・ポイント還元事業を捉えたキャッシュレス決済サービスをはじめ、多様な金融サービスの提供に向けて、異業種やフィンテック・ベンチャー企業の参入、既存金融機関と異業種企業による業容や業態の垣根を越えた連携の動きがみられました。

【企業集団を巡る当年度における事業の経過および成果】**(生命保険事業)**

ソニー生命は、低金利環境の継続や、法人向けビジネスにおける税制改正が行われる中においても、お客さま本位の業務運営の徹底やコンプライアンス態勢の一層の強化に取り組むとともに、中期経営計画（2018～2020年度）で掲げる「日本中のお客さまを一生涯お守りする」ことの実現を目指して、質の高い商品およびサービスの提供や、財務の健全性の向上を図っております。具体的には、新型コロナウイルス感染拡大に対し、お客さまを支援するための各種お取り扱いを拡充するとともに、ソニー生命の最大の強みであるライフプランニングに基づくお客さまの意向に沿った必要保障等の提供を強化するため、ライフプランナー（営業社員）の厳選採用や教育・育成の強化に取り組んだほか、お客さまとのコミュニケーションで得た情報を蓄積・更新・維持する『カルテ』の活用によるコンサルティングセールス・フォローの深化に取り組みました。また、パートナー（募集代理店）に対しては、コンサルティング力の更なる強化を図るため、パートナーそれぞれの特性に応じた支援を拡充しました。

商品面では、2019年8月に、法人経営者等の死亡保障等に対する選択肢の拡充として、米ドル建平準定期保険を発売しました。サービス面では、「先進医療給付金の医療機関あて直接支払サービス」の対象医療機関の更なる拡大を図るとともに、2019年9月には、保険料払込の失念といった一過性の事情等によって保険契約が失効してしまい、長年ソニー生命でご契約を継続いただきながらも、健康状態等により保障が継続できないお客さまの救済を目的として、無選択失効取消規定を導入するなど、お客さまの利便性の向上に努めました。

また、ソニー生命が2019年7月に設立したソニーライフ・コミュニケーションズ株式会社では、来店型保険代理店である「保険製作所」を展開しております。「保険製作所」では、保険はもとより、経済・金融・税務などに関する幅広い知識と豊富な経験を兼ね備えたライフプランナーが店舗でお客さまをお出迎えし、お客さまに保険の仕組みを理解いただくことで、お客さまにとってあるべき保障を一からつくり上げる高質な顧客体験を提供しております。

その他、2020年1月29日、ソニー生命は、オランダの保険グループであるエイゴンN.V.の子会社であるエイゴン・インターナショナルB.V.から、同社との合弁会社であるソニーライフ・エイゴン生命およびSA Reinsurance Ltd.（再保険会社）の全株式を取得し、両合弁会社を完全子会社としました。これにより、ソニー生命は、ソニーライフ・エイゴン生命が培ってきた変額年金ビジネスの強みやノウハウを活用し、シニア層の取り組みを強化するとともに、一体的な業務・組織運営で効率化を図り、早期の収益改善に取り組んでまいります。

当年度の新契約高は、家族収入保険の販売が減少したことにより、前年度比12.2%減の5兆3,989億円となりました。新契約年換算保険料は、米ドル建保険の販売が好調であったものの、定期保険の法人向け販売が減少したことにより、前年度比6.6%減の821億円、うち第三分野は、前年度比15.4%減の129億円となりました。保有契約高は前年度末比3.8%増の51兆4,476億円となりました。

保有契約年換算保険料は前年度末比3.8%増の9,227億円、うち第三分野は、前年度末比1.9%増の2,013億円となりました。

解約・失効率は、前年度比1.6ポイント低下し4.46%となりました。解約・失効率の低下の主な要因は、2018年2月に料率改定を行った家族収入保険などの加入にともなう既契約の解約が減少傾向にあることによるものです。

単体ソルベンシー・マージン比率は、2020年3月末時点で2,476.3%（前年度末2,590.5%）となりました。

なお、ライフプランナーは、ソニー損保の自動車保険およびソニー銀行の住宅ローンなどの当社グループ商品を取り扱っております。2019年度の、ライフプランナーを経由した自動車保険の取り扱い状況はソニー損保における新規契約件数の6%、住宅ローンの取り扱い状況はソニー銀行における新規融資実行金額の10%を占めております。

※ 新契約高、新契約年換算保険料、保有契約高、保有契約年換算保険料、解約・失効率は、個人保険と個人年金保険の合計です。

解約・失効率は、契約高の減額または増額および復活を含めない解約・失効高を年度始の保有契約高で除した率です。

(損害保険事業)

ソニー損保は、主力の自動車保険を中心に、ウェブサイトやカスタマーセンターを通じたダイレクト型の損害保険事業を展開しており、お客さまに価値を感じていただける独自性や納得感のある商品、高品質で信頼できるサービスの提供を目指しております。

当年度においても引き続き、お客さまの声を活かした商品力の強化、契約手続から保険金支払に至るサービス品質の向上を図るとともに、ソニー損保の特長をわかりやすく伝えるマーケティングに努めた結果、自動車保険に加え、医療保険・火災保険・海外旅行保険など各種目とも販売が拡大しました。

商品面では、自動車保険において、2019年4月に、前契約で等級ダウン事故等がない場合に保険料を2,000円割引く「無事故割引」を新設したほか、2020年3月には、AI等の先進技術を活用することで、事故リスクの低い運転をされたお客さまの保険料を最大30%キャッシュバックする運転特性連動型自動車保険「GOOD DRIVE」を発売しました。「GOOD DRIVE」は、自動車保険の本来の役割である万一の事故時の補償やサービスの提供のみならず、お客さまの事故リスクの低減、ひいては交通事故の少ない社会の実現に貢献するといった、新たな価値の提供を目指した自動車保険です。

サービス面では、お客さまの声を活かした新たなサービスの導入やサービス品質の向上に継続的に取り組みました。その結果、外部評価機関による自動車保険・火災保険などの顧客満足度調査において、今期も業界最高水準の評価を獲得しました。また、耳や言葉の不自由なお客さま向けの契約対応や事故対応に「手話・筆談サービス」を導入したほか、日本語以外の18言語に対応した「外国語事故対応サービス」を導入しました。

マーケティング面では、自動車保険において、引き続き「安心を、もっと安く。」をテーマに、テレビCMやインターネット広告を積極的に展開し、ダイレクトならではの合理的な保険料と、万一の事故の際にもご安心いただける充実した補償やサービスを幅広く提供していることを訴求しました。その他、医療保険、火災保険においても、テレビCMを活用し、商品の特長をお客さまにわかりやすくお伝えしております。

ソニー損保は、2019年9月に創業20周年という節目を迎えました。おかげさまで契約件数は順調に伸長しており、創業以来、お客さま本位の商品やサービスの提供に取り組んできたことが、多くのお客さまからご支持をいただける結果に結びついているものと考えております。今後も「“Feel the Difference”～この違いが、保険を変えていく。～」というスローガンのもと、ソニー損保ならではの高品質な商品やサービスの提供を通じた顧客価値最大化の取り組みを継続し、持続的な成長を目指してまいります。

当年度の正味収入保険料は、主力の自動車保険の契約獲得が順調に推移したことから、前年度比5.5%増の1,193億円となりました。正味支払保険金は前年度比6.5%増の603億円となり、正味損害率は、前年度比0.8ポイント上昇の58.1%となりました。正味事業費率は、前年度比0.2ポイント低下の27.6%となり、正味損害率と正味事業費率を合わせたコンバインド・レシオは前年度比0.6ポイント上昇の85.7%となりました。

単体ソルベンシー・マージン比率は、2020年3月末時点で872.3%（前年度末813.0%）となりました。

(銀行事業)

ソニー銀行は、お客さまにとってより使いやすい金融サービスを提供する銀行へ成長することに重点を置き、お客さまの多様な資産運用・資産形成ニーズに応えるため、商品・サービスの拡充を図るとともに、新しいテクノロジーの積極的な導入により利便性の向上を進めております。

商品・サービスの拡充では、主力商品の住宅ローンにおいて、2019年6月から契約手続がWeb サイト上で完結する「電子契約サービス」の取り扱いを開始したほか、2019年10月からは、株式会社ゆうちょ銀行へ住宅ローン媒介業務の委託を開始し、日本全国の銀行代理業務を取り扱うゆうちょ銀行直営店において、ソニー銀行の住宅ローンを対面でお申し込みいただくことが可能になりました。さらに、2020年1月より住宅ローン融資金額の上限を1億円から2億円に拡大したほか、同年2月よりITフリーランス専用の住宅ローン商品の提供を開始しました。他方、住宅ローン以外においても、お客さまの資産運用ニーズに積極的に対応するため、投資信託の取り扱い全ファンドにおいて2020年1月お申し込み分より販売手数料を無料化しました。また、全日本空輸株式会社との提携により、2019年9月より「ANAマイレージクラブ / Sony Bank WALLET」の取り扱いを開始し、同年11月からはANAマイル付き外貨定期預金の取り扱いを始めるなど、様々な商品・サービスを提供いたしました。

利便性の観点では、2019年8月よりソニー銀行のサービスサイト上において「AI自動応答サービス」を導入しました。本サービスの導入により、お客さまがいつでもソニー銀行の商品やサービスをチャットでお問い合わせできるようになりました。また、2019年9月から「Visa のタッチ決済」機能を搭載した「Sony Bank WALLET」の発行を開始しました。これにより、お客さまがレジのリーダーにタッチするだけでスピーディーかつ安全にお支払いすることが可能になりました。さらに、2019年11月には「Sony Bank WALLET」の Google Pay™ 対応を開始しました。Android™ 搭載のスマートフォンにダウンロードしたGoogle Pay アプリに「Sony Bank WALLET」を事前に登録することにより、Visaのタッチ決済対応加盟店においてGoogle Payでのお支払いが可能となりました。

また、お客さまサービス対応向上の一環として、2019年5月から東京都中央区銀座の対面相談窓口「CONSULTING PLAZA」で資産運用コンサルティングを開始しました。住宅ローンから資産形成・資産運用までお客さまのさまざまなご相談に対応すべく、コンサルティング業務の充実を図りました。今後もインターネットによる利便性だけでなく、更なるカスタマーサービスの品質向上の追求、提案力の強化を通じて、お客さまに真にご満足いただける金融サービスを実現してまいります。

2020年3月末の預金残高は、前年度末比1,229億円増の2兆4,818億円となりました。うち円預金の残高は、口座数増加など新規資金の獲得により、前年度末比892億円増の2兆286億円となりました。また、外貨預金の残高は、定期預金を中心に増加し、前年度末比336億円増の4,532億円となりました。投資信託は前年度末比138億円減の1,104億円となりました。預金と投資信託を合計した預かり資産の残高は、前年度末比1,090億円増の2兆5,923億円となりました。貸出金残高は、住宅ローンの着実な積み上げにより、前年度末比2,350億円増の1兆9,791億円となりました。うち、住宅ローン残高は1兆9,348億円です。2020年3月末の口座数は、前年度末比2万件増の150万件となりました。

単体自己資本比率（国内基準）は、2020年3月末時点で8.85%（前年度末9.58%）となりました。

（当年度の当社グループの連結業績）

当年度の経常収益は、生命保険事業、損害保険事業および銀行事業のすべての事業において増加したことにより、前年度比9.3%増の1兆7,814億円となりました。経常利益は、上記すべての事業において増加した結果、前年度比19.2%増の1,118億円となりました。また、経常利益に特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税等合計を加減した親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比19.9%増の744億円となりました。

各セグメントの業績については次のとおりです。

生命保険事業：

生命保険事業においては、一時払保険を主とする保険料等収入の増加などにより、経常収益は前年度比9.6%増の1兆6,047億円となりました。経常利益は、事業費が増加したものの、新契約獲得にかかる費用の減少および保有契約高の拡大による利益の増加などにより、前年度比20.7%増の943億円となりました。

損害保険事業：

損害保険事業においては、主力の自動車保険で正味収入保険料が増加したことなどにより、経常収益は前年度比5.8%増の1,217億円となりました。経常利益は、前年度に一部の商品で積み増した責任準備金の一部を取崩したことや、新たに異常危険準備金の取崩しが発生したことなどで増加し、前年度比17.0%増の80億円となりました。

銀行事業：

銀行事業においては、住宅ローンの実行増加にともなう貸出金利息などの増加により、経常収益は前年度比9.2%増の502億円、経常利益は前年度比11.4%増の106億円となりました。

【企業集団の対処すべき課題】

2020年度第1四半期のわが国経済は、緊急事態宣言に伴う需要の喪失によって著しい悪化が予想されます。しかし、新型コロナウイルスの感染が収束に向かうと予想される2020年度後半には、需要の自律的な反発や金融・財政政策の後押しによって、経済は力強く回復すると見込まれます。ただし、金融緩和は長期化する公算が大きく、日本の10年国債利回りは当分の間、ゼロ%付近にとどまると見込まれます。他方、世界経済や株式市場の回復とともに市場参加者のリスク選好度は高まり、ドル円レートは緩やかな円安進行が予想されます。なお、新型コロナウイルスの収束時期が遅れば、景気の悪化が長期化するとともに、金利低下や大幅な円高が起こるおそれがあります。一方で、このような経営環境にあっても、保険業界・銀行業界は、安定的な金融サービスを適切に提供する役割の発揮と、将来を見据えた成長戦略実現の両立が求められております。

当社グループは、これまでも、「お客さまから最も信頼される金融サービスグループ」を目指し、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢、反社会的勢力排除に向けた態勢、個人情報保護等の内部管理態勢の充実を図りつつ、さまざまな角度から個人向け金融サービスの理想を追求してまいりました。今後につきましては、昨年新たに制定した「ミッション・ビジョン・バリュー」のもと、以下の課題に積極的に取り組むことにより、持続的な成長に努めるとともに、社会全体の発展に貢献してまいります。

①グループガバナンスの更なる充実・強化とお客さま本位の業務運営の推進

当社グループの持続的な企業価値向上を目的とした経営体制強化の一環として、2019年度に持株会社である当社の取締役会を中心としたグループ全体のガバナンス強化を図りました。具体的には、「監督と執行」を分離する目的で当社の取締役会の構成を見直しました。これにより、当社の取締役は、社外取締役、ソニー株式会社の経営陣および当社の経営陣にて構成されることになり、従来当社の取締役を兼務していた主要3子会社（ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行）の社長は、各事業の経営に専念できるようになりました。引き続きグループガバナンスの充実・強化を図ることで、各事業の一層の成長を促進するとともに、更なるシナジーの具現化を目指してまいります。

また、当社グループは、金融庁の『顧客本位の業務運営に関する原則』に基づき、当社および主要3子会社において各々業務運営方針を策定・公表して適切な業務運営に努めております。今後も引き続き、お客さま本位の業務運営の観点から様々な取り組みを進めてまいります。

②主要３事業等の成長

ソニー生命、ソニー損保およびソニー銀行は、いずれも既存の業界他社と異なる独自性の高いビジネスモデルを実現することで差異化を図り、合理的かつ利便性の高い商品・サービスを個人のお客さまに提供してまいりました。今後も各社の優位性を強化することで成長を続け、それぞれの業界におけるプレゼンスを高めてまいります。また、フィンテックやAI（人工知能）といった新たな技術の活用やソニーグループとの連携による先進テクノロジーの活用についても積極的に取り組み、グループ各社において利便性の高いサービスの提供や業務の効率化を目指してまいります。なお、2013年11月に参入した介護事業については、ソニー・ライフケアの完全子会社であるライフケアデザイン株式会社およびプラウドライフ株式会社において介護付有料老人ホーム等を展開しており、両社ともに、新設ホームの展開等を通して、多様化する介護サービス市場での中長期的な成長を目指してまいります。

③グループシナジーの推進

当社グループは、金融の持つ多様な機能（貯める・増やす・借りる・守る等）を活かして、個人のお客さまに対する各社の商品販売に向けた連携を拡充できると認識しております。これまでも、ソニー生命のライフプランナーが、ソニー損保の自動車保険やソニー銀行の住宅ローンを販売する等のグループ内の連携を図っておりますが、今後も各事業間の連携を強化・拡大させることで、顧客開拓や業務運営の効率化を進めてまいります。

④新規事業への取り組み

2018年7月に設立したソニーフィナンシャルベンチャーズはベンチャーキャピタル事業を営んでおり、フィンテック等の分野に強みを持つベンチャー企業への投資等を行うことで、財務的なリターンの獲得を目指すことに加えて、グループ各社とベンチャー企業の連携を通じた既存事業強化と新規事業創出に取り組んでおります。

引き続き、主要３事業と連携のある事業領域を中心に、お客さまのご期待に応える商品・サービスを継続的に拡充し、着実な業容拡大に努めてまいります。また、現在参入していない分野で当社グループの持続的な企業価値向上に資するものについては進出を検討し、収益源の多様化および収益拡大を進めてまいります。

(2) 企業集団および当社の財産および損益の状況の推移

イ 企業集団の財産および損益の状況の推移

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
経常収益	1,381,667	1,503,630	1,629,182	1,781,420
経常利益	66,326	66,843	93,856	111,880
親会社株主に帰属する 当期純利益	41,621	51,895	62,074	74,429
包括利益	21,433	52,207	57,415	62,192
純資産額	601,139	625,406	656,846	691,978
総資産	11,471,845	12,401,446	13,468,215	15,125,710

ロ 当社の財産および損益の状況の推移

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益	26,018	28,592	33,177	39,837
受取配当金	24,253	26,448	30,900	37,713
保険業を営む等 子会社等	22,294	24,858	28,662	34,700
銀行業を営む等 子会社等	1,959	1,590	2,238	3,013
その他の等 子会社等	—	—	—	—
当期純利益	24,399	26,551	31,024	37,832
1株当たり 当期純利益	56円09銭	61円04銭	71円32銭	86円96銭
	百万円	百万円	百万円	百万円
総資産	250,498	263,210	268,316	279,078
保険業を営む等 子会社株式等	155,881	155,881	155,881	155,881
銀行業を営む等 子会社株式等	62,821	62,821	62,821	62,821
その他の等 子会社株式等	4,059	7,289	16,206	16,206

(3) 企業集団の主要な事務所の状況

【当社】

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
当 社	本社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	2004年4月1日

【子会社等】

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
ソニー生命保険(株)	本社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	1979年8月10日
ソニー損害保険(株)	本社	東京都大田区蒲田五丁目37番1号	1998年6月10日
ソニー銀行(株)	本社	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号	2001年4月2日

- (注) 1. 子会社等のうち主要3社を記載しております。
2. 会社設立の日を設置年月日として記載しております。

(4) 企業集団の使用人の状況

【当社】

	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
当 社	82名	84名	2名	45.5歳	3.8年	589千円

- (注) 1. 使用人数は、就業人数（社外から当社への出向者を含みます）であり、当社から子会社への出向者（9名）、および臨時雇用者（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます）を含んでおりません。
2. 平均給与月額は、2020年3月の平均給与月額（時間外手当を含みます）であり、賞与は含んでおりません。当社と子会社との兼務者の給与については当社負担分のみを算入しております。
3. 平均勤続年数は、当社における勤続年数を記載しており、出向者については出向元の会社における勤続年数を通算しておりません。
4. 平均年齢および平均勤続年数は、小数第2位以下を切り捨てて小数第1位までを表示しております。

【連結会社】

	前期末	当期末	当期増減 (△)
生 命 保 険 事 業	8,454名	8,739名	285名
損 害 保 険 事 業	1,303名	1,347名	44名
銀 行 事 業	609名	644名	35名
そ の 他	689名	757名	68名
合 計	11,055名	11,487名	432名

- (注) 1. 生命保険事業にはソニー生命保険(株)、ソニーライフ・エイゴン生命保険(株)（2020年4月1日付でソニーライフ・ウィズ生命保険(株)に商号変更）およびSA Reinsurance Ltd.、損害保険事業にはソニー損害保険(株)、銀行事業にはソニー銀行(株)およびソニーペイメントサービス(株)が含まれております。
2. 当期末のその他には、当社（社外から当社への出向者を除きます）、ソニー・ライフケア(株)、ライフケアデザイン(株)、クラウドライフ(株)およびソニーフィナンシャルベンチャーズ(株)が含まれております。

(5) 企業集団の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 企業集団の資金調達の状況

該当事項はありません。

(7) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

	金額
生 命 保 険 事 業	17,216百万円
損 害 保 険 事 業	7,143百万円
銀 行 事 業	2,715百万円
そ の 他	4,747百万円
合 計	31,822百万円

(注) 生命保険事業にはソニー生命保険㈱、損害保険事業にはソニー損害保険㈱、銀行事業にはソニー銀行㈱およびソニーペイメントサービス㈱が含まれており、その他には、当社およびソニー・ライフケアグループ各社が含まれております。

ロ 重要な設備の新設等

上記イの設備投資の主なものは、以下のとおりとなっております。

	内容	金額
生 命 保 険 事 業	システム関連	9,208百万円
損 害 保 険 事 業	システム関連	6,719百万円
銀 行 事 業	システム関連	1,862百万円
そ の 他	介護施設	4,311百万円

(注) 生命保険事業にはソニー生命保険㈱、損害保険事業にはソニー損害保険㈱、銀行事業にはソニー銀行㈱およびソニーペイメントサービス㈱が含まれており、その他にはソニー・ライフケアグループ各社が含まれております。

(8) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立 年月日	資本金	親会社が有 する当社の 議決権比率	備考
ソニー(株)	東京都 港区	電気・電子機械器 具の製造、販売	1946年 5月7日	880,213 百万円	65.06%	商号・商標使用許 諾契約の締結、出 向者の受入等

ロ 親会社との間の取引に関する事項

当社は、ソニー株式会社との間で出向に関する契約書および覚書を取り交わしており、当該契約および覚書に基づき、同社から従業員として受け入れている出向者に係る人件費相当額を同社に対して支払っております。当該取引をするにあたっては、当該取引の必要性、および当該取引の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを確認しており、当社取締役会としては当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

ハ 子会社等の状況

【連結子会社】

会社名	所在地	主要な 事業内容	設立 年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	備考
ソニー生命保険(株)	東京都 千代田区	生命保険業	1979年 8月10日	70,000 百万円	100.0%	—
ソニーライフ・エイゴン生命保険(株)	東京都 渋谷区	生命保険業	2007年 8月29日	21,500 百万円	100.0% (100.0%)	(注)1 (注)2
SA Reinsurance Ltd.	英国領 バミューダ	再保険業	2009年 10月29日	15,900 百万円	100.0% (100.0%)	(注)1
ソニー損害保険(株)	東京都 大田区	損害保険業	1998年 6月10日	20,000 百万円	100.0%	—
ソニー銀行(株)	東京都 千代田区	銀行業	2001年 4月2日	31,000 百万円	100.0%	—
ソニーペイメント サービス(株)	東京都 港区	クレジットカード 決済事業	2006年 9月1日	488 百万円	57.0% (57.0%)	(注)1
SmartLink Network Hong Kong Limited	中華人民共和國 香港特別行政区	クレジットカード 決済事業	2013年 2月27日	13 百万円	57.0% (57.0%)	(注)1
SmartLink Network Europe B.V.	オランダ	クレジットカード 決済事業	2019年 8月1日	10 百万円	57.0% (57.0%)	(注)1
ソニー・ライフケア(株)	東京都 渋谷区	介護事業を行う 会社の経営管理	2014年 4月1日	2,625 百万円	100.0%	—
ライフケアデザイン(株)	東京都 渋谷区	有料老人ホームの 企画・開発・運営	1999年 10月5日	2,295 百万円	100.0% (100.0%)	(注)1
プラウドライフ(株)	神奈川県 横浜市	有料老人ホーム等 の管理・運営・企画	2006年 7月3日	3 百万円	100.0% (100.0%)	(注)1
ソニーフィナンシャル ベンチャーズ(株)	東京都 千代田区	ベンチャーキャ ピタル事業	2018年 7月10日	10 百万円	100.0%	—
SFV・GB投資事業 有限責任組合	東京都 渋谷区	投資事業組合	2018年 10月11日	3,000 百万円	—	(注)3

(注) 1. 「当社が有する子会社等の議決権比率」の()は、間接所有割合で内数であります。

2. 2020年4月1日付でソニーライフ・ウィズ生命保険(株)に商号変更しております。

3. ソニーフィナンシャルベンチャーズ(株)が有限責任組合員として99.5%を出資しております。

ニ 当年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	所在地	当年度末における特定完全子会社の株式の帳簿価額	当社の総資産額
ソニー生命保険(株)	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	115,881百万円	279,078百万円
ソニー銀行(株)	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号	62,821百万円	

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

【当社】

該当事項はありません。

【子会社等】

当社の完全子会社であるソニー生命保険株式会社は、2020年1月29日付でオランダの保険グループであるエイゴンN.V.の子会社であるエイゴン・インターナショナルB.V.から、同社との合併会社であるソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社および再保険会社SA Reinsurance Ltd.の全株式を取得し、両社を完全子会社としました。なお、ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社は2020年4月1日付でソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社に商号変更しております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

取締役

(2020年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
石 井 茂	代表取締役社長 監査部担当	ソニー生命保険(株) 取締役 ソニー損害保険(株) 取締役 ソニー銀行(株) 取締役 ソニーフィナンシャルベンチャーズ(株) 代表取締役社長	—
清 宮 裕 晶	常務取締役 広報部、I R部、経理部担当	ソニー生命保険(株) 取締役 執行役員常務	—
伊 藤 裕	取締役 人事部、総務部担当	ソニー生命保険(株) 取締役 ソニー損害保険(株) 取締役 ソニー・ライフケア(株) 取締役 ソニーフィナンシャルベンチャーズ(株) 取締役	—
十 時 裕 樹	取締役	ソニー(株) 取締役 代表執行役 専務 CFO (株)リクルートホールディングス 取締役 (社外取締役)	—
神 戸 司 郎	取締役	ソニー(株) 執行役 常務	—
松 岡 直 美	取締役	ソニー(株) 執行役員	—
国 谷 史 朗	取締役 (社外取締役)	弁護士法人大江橋法律事務所 代表社員 (株)ネクソン 取締役 (社外取締役) 武田薬品工業(株) 取締役 (社外取締役)	(株)東京証券取引所の定めに基づき独立役員です。
伊 藤 隆 敏	取締役 (社外取締役)	コロンビア大学 国際関係公共政策大学院 教授 政策研究大学院大学 特別教授 チャイエックス・ジャパン(株) 取締役 (社外取締役)	(株)東京証券取引所の定めに基づき独立役員です。
岡 昌 志	取締役 (社外取締役)	(株)ニコン 代表取締役 兼 副社長執行役員 兼 CFO	(株)東京証券取引所の定めに基づき独立役員です。
池 内 省 五	取締役 (社外取締役)	(株)リクルートホールディングス 取締役 兼 専務執行役員	(株)東京証券取引所の定めに基づき独立役員です。

監査役

(2020年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
早瀬保行	常勤監査役（社外監査役）	ソニー生命保険(株) 監査役 ソニー損害保険(株) 監査役 ソニー銀行(株) 監査役	(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。
是永浩利	監査役	ソニーコーポレートサービス(株) 取締役 執行役員 グローバル経理センター センター長	ソニーコーポレートサービス(株)において経理業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
牧山嘉道	監査役（社外監査役）	リップル法律事務所 パートナー フィルミネーション(株) 取締役	(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。

(2) 会社役員に対する報酬等

区分	支給人数	報酬等
取締役	8名	225百万円
監査役	2名	31百万円
合計	10名	256百万円

- (注) 1. 上記の支給人数および報酬等には、2019年6月21日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。なお、当年度末現在の支給人数は、取締役7名および監査役2名であります。
2. 上記報酬等には、当年度に係る株式報酬型ストック・オプションの費用計上額（業務執行取締役3名に対し報酬31百万円）および譲渡制限付株式報酬の費用計上額（業務執行取締役3名に対し報酬8百万円）が含まれております。
3. 取締役および監査役に対する株主総会で定められた報酬限度額は以下のとおりであります。

区分	株主総会で定められた報酬限度額
取締役	年額 550百万円 (このうち、業務執行取締役の株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬限度額は200百万円、譲渡制限付株式報酬に関する報酬限度額は50百万円)
監査役	年額 40百万円
合計	年額 590百万円

(3) 会社役員の報酬等の額またはその算定方法の決定方針

取締役会の決議により定められた業務執行取締役および社外取締役の報酬等の内容の決定に関する方針、および監査役会の決議により定められた監査役報酬等の内容の決定に関する方針は次のとおりであります。なお、社外取締役を除き、業務執行を行わない取締役に対しては、原則として報酬を支給しないものとしております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2005年6月27日であり、決議の内容は、取締役については年額300百万円以内、監査役については年額40百万円以内としています。加えて、2016年6月23日開催の第12回定時株主総会では、当該報酬等の額とは別枠にて、業務執行取締役に対して年額200百万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てること、また、2017年6月21日開催の第13回定時株主総会では、これらの報酬枠とは別枠で、当社の業務執行取締役に対して年額50百万円以内の範囲で譲渡制限付株式報酬としての金銭報酬債権を支給することが決議されています。

業務執行取締役および社外取締役の個人別報酬等の額については、取締役会からの諮問を受け、社外取締役を委員長とする報酬等諮問委員会で審議を行い、その答申を受けて取締役会から一任を受けた取締役が決定します。

報酬等諮問委員会は以下の3名をもって構成されており、当社取締役および執行役員の報酬等について審議しております。なお、2019年度は同委員会を5回開催いたしました。

社外取締役 岡 昌志（議長）

社外取締役 国谷 史朗

代表取締役社長 石井 茂

また、監査役の個人別報酬等については、監査役の協議により決定いたします。

①業務執行取締役

業務執行取締役に対する報酬は、優秀な人材を確保することとともに、当社グループ全体の業績および企業価値向上に対する適切なインセンティブとして機能させることを目的として、固定部分・業績連動部分、中長期インセンティブのバランスを勘案し決定することを基本方針としております。

ア) 報酬について

役位に応じた固定部分と、当社グループ全体の業績および職務に応じた業績連動部分、株式報酬による中長期インセンティブ部分としております。

- ・ 固定部分については、役職序列が上がるにつれ年間報酬額に占める割合が逡減し、業績連動部分の割合が逡増します。（固定部分：62～71%、業績連動部分：38～29%）

・業績連動部分は、基準額（100%）に対して0%から200%の範囲で変動いたします。業績連動部分に係る指標としては、全てのステークホルダーの期待・信頼に応え、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現すべく、定量指標（当社グループ連結業績数値、グループ各社の主要業績数値の対計画比）および定性指標を使用しています。報酬等諮問委員会では、指標に基づく業績連動部分の計算結果を確認し、業務執行取締役の個人別報酬等の額を取締役会に答申します。

・中長期インセンティブ部分は、取得時から一定期間の譲渡制限がある譲渡制限付株式報酬と、退任時行使可能な株式報酬型ストック・オプションによるものとし、年間報酬額に占めるこれら中長期インセンティブ部分の比率は20%程度となります。

イ) 水準について

優秀な経営人材を確保するために、相応しい報酬水準といたします。具体的決定にあたっては第三者による企業経営者の報酬に関する調査結果等を勘案いたします。

②社外取締役

社外取締役の主な職務は、業務執行取締役による職務執行の監督および監視をもって経営の透明性・客観性を高めることにあることから、社外取締役に対する報酬は優秀な人材を確保することとともに、その監督・監視機能を有効に機能させることを目的として、固定報酬により決定することを基本方針としております。

ア) 報酬について

役割に応じた固定額としております。

イ) 水準について

優秀な経営人材を確保するために、相応しい報酬水準といたします。具体的決定にあたっては第三者による企業経営者の報酬に関する調査結果等を勘案いたします。

③監査役

監査役の主な職務は、業務監査および会計監査を行うことで会社経営の透明性・客観性を確保することであることから、報酬は優秀な人材を確保することとともに、その監査機能を有効に機能させることを目的として、固定報酬により決定することを基本方針としております。

ア) 報酬について

常勤監査役・非常勤監査役の役割に応じた固定額としております。

イ) 水準について

優秀な人材を確保するために、相応しい報酬水準といたします。具体的決定にあたっては第三者による監査役の報酬に関する調査結果等を勘案し、監査役の協議により決定いたします。

(4) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
国谷 史朗 (社外取締役)	当社は、左記の各氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。
伊藤 隆敏 (社外取締役)	
岡 昌志 (社外取締役)	
池内 省五 (社外取締役)	
早瀬 保行 (社外監査役)	
牧山 嘉道 (社外監査役)	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(2020年3月31日現在)

氏名	兼職その他の状況
国谷 史朗 (社外取締役)	弁護士法人大江橋法律事務所（代表社員） (株)ネクソン（社外取締役） 武田薬品工業(株)（社外取締役）
伊藤 隆敏 (社外取締役)	コロンビア大学 国際関係公共政策大学院（教授） 政策研究大学院大学（特別教授） チャイエックス・ジャパン(株)（社外取締役）
岡 昌志 (社外取締役)	(株)ニコン（代表取締役 兼 副社長執行役員 兼 CFO）
池内 省五 (社外取締役)	(株)リクルートホールディングス（取締役 兼 専務執行役員）
早瀬 保行 (社外監査役)	ソニー生命保険(株)（監査役） ソニー損害保険(株)（監査役） ソニー銀行(株)（監査役）
牧山 嘉道 (社外監査役)	リップル法律事務所（パートナー） フィルミネーション(株)（取締役）

- (注) 1. 当社と、弁護士法人大江橋法律事務所、(株)ネクソン、武田薬品工業(株)、コロンビア大学 国際関係公共政策大学院、政策研究大学院大学、チャイエックス・ジャパン(株)、(株)ニコン、(株)リクルートホールディングス、リップル法律事務所およびフィルミネーション(株)との間に特別の関係はありません。
2. ソニー生命保険(株)、ソニー損害保険(株)およびソニー銀行(株)は、当社の子会社であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
国谷 史朗 (社外取締役)	2013年6月から 現在まで (2019年6月再任)	【取締役会】 17回のうち16回に出席	長年にわたる弁護士としての経験に基づき、主に企業法務に関する専門的見地から、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監督機能を果たしております。
伊藤 隆敏 (社外取締役)	2018年6月から 現在まで (2019年6月再任)	【取締役会】 17回すべてに出席	長年にわたる経済分野における大学教授としての幅広い専門的知見に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監督機能を果たしております。
岡 昌志 (社外取締役)	2019年6月から 現在まで (2019年6月就任)	【取締役会】 13回すべてに出席	金融機関での長年にわたる業務経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監督機能を果たしております。
池内 省五 (社外取締役)	2019年6月から 現在まで (2019年6月就任)	【取締役会】 13回すべてに出席	新規事業開発や海外展開などの多くの分野に関する高い見識と幅広い業務経験に基づき、質問の提言・提言等を適宜行うことなどにより、監督機能を果たしております。
早瀬 保行 (社外監査役)	2015年6月から 現在まで (2019年6月再任)	【取締役会】 17回すべてに出席 【監査役会】 17回すべてに出席	金融機関での長年にわたる業務経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。
牧山 嘉道 (社外監査役)	2015年6月から 現在まで (2019年6月再任)	【取締役会】 17回のうち16回に出席 【監査役会】 17回すべてに出席	情報セキュリティやコンプライアンスなど多くの分野に関する高い見識と、弁護士・弁理士としての国内外における幅広い業務経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。

- (注) 1. 取締役会・監査役会への出席状況は、2019年度に開催された取締役会および監査役会への出席状況であります。
2. 岡 昌志氏および池内省五氏は、前年の定時株主総会(2019年6月21日開催)において新たに取締役に選任されましたので、出席対象となる取締役会の回数が異なります。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	7名	68百万円	—

(注) 上記の支給人数および報酬等には、2019年6月21日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。なお、当年度末現在の支給人数は、取締役4名および監査役2名であります。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 1,600,000,000株

発行済株式の総数 435,087,405株（前年度末比 24,422株増加）

（注）発行済株式の総数の増加は、譲渡制限付株式報酬の付与にともなう新株式の発行によるものであります。

(2) 当年度末株主数 15,532名

(3) 大株主

株主の氏名または名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	株	%
ソニー株式会社	283,050,000	65.06
JP MORGAN CHASE BANK 385632	21,698,728	4.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14,255,200	3.27
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	9,483,551	2.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9,172,500	2.10
JP MORGAN CHASE BANK 385635	3,996,708	0.91
GOLDMAN,SACHS& CO.REG	3,545,322	0.81
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	3,356,149	0.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	3,301,400	0.75
JP MORGAN CHASE BANK 385151	2,730,852	0.62

（注）持株比率は自己株式（37,469株）を控除して計算しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwCあらた有限責任監査法人 指定有限責任社員 井野 貴章 指定有限責任社員 小林 尚明	135百万円	監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意をいたしました。
	うち会計監査人としての報酬等の額 29百万円	

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分していないため、上表の「うち会計監査人としての報酬等の額」にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は593百万円であります。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「経理業務に関するアドバイザリー業務」等を委託しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を定めております。

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社においては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適切性等を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査役の過半数をもって行う監査役会の決議を経て、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

ロ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人が、当社の重要な子法人等の計算関係書類の監査をしているときは、その事実

該当事項はありません。

6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

8. その他

該当事項はありません。

以上

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	549,964	保 険 契 約 準 備 金	10,731,488
買 入 金 銭 債 権	6,006	支 払 備 金	81,238
金 銭 の 信 託	38,067	責 任 準 備 金	10,645,842
有 価 証 券	11,909,172	契 約 者 配 当 準 備 金	4,407
貸 出 金	2,187,792	代 理 店 借	2,471
有 形 固 定 資 産	109,372	再 保 険 借	5,745
土 地	65,562	預 金	2,440,783
建 物	30,072	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	151,256
リ ー ス 資 産	10,669	借 用 金	241,826
建 設 仮 勘 定	66	外 国 為 替	684
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	3,002	社 債	20,000
無 形 固 定 資 産	54,590	そ の 他 の 負 債	747,676
ソ フ ト ウ ェ ア	50,461	賞 与 引 当 金	4,297
の れ ん	4,097	退 職 給 付 に 係 る 負 債	34,170
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	32	価 格 変 動 準 備 金	53,060
再 保 険 貸	4,936	繰 延 税 金 負 債	160
外 国 為 替	3,019	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	109
そ の 他 資 産	221,762	負 債 の 部 合 計	14,433,732
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,391	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	39,210	資 本 金	19,994
貸 倒 引 当 金	△1,575	資 本 剰 余 金	191,224
		利 益 剰 余 金	367,127
		自 己 株 式	△55
		株 主 資 本 合 計	578,291
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	114,868
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△373
		土 地 再 評 価 差 額 金	△2,439
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△835
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	111,221
		新 株 予 約 権	215
		非 支 配 株 主 持 分	2,250
		純 資 産 の 部 合 計	691,978
資 産 の 部 合 計	15,125,710	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	15,125,710

連結損益計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	1,781,420
生命保険事業	1,602,154
保険料等収入	1,338,848
保険再保険収入	1,331,441
資産運用収益	7,407
利息及び配当金等収入	208,620
金銭的信託運用益	181,812
売買目的証券売却益	4,086
有価証券売却益	317
金融の他商品収入	3,637
その他經常収益	18,766
損害保険事業	1
引受収入	54,685
正味支払保険料	121,727
積立保険金等運用益	119,746
資産運用収益	119,352
利息及び配当金収入	74
有価証券売却益	320
積立保険料等運用益	1,935
その他經常収益	1,337
銀行事業	672
資金運用収益	△74
貸出金利配当金	44
有価証券利息	33,950
コールローン利息及び買入手形利息	18,729
預金の他受取利息	15,148
役務の取引等収益	0
その他經常収益	61
その他經常収益	10
その他經常収益	12,101
その他經常収益	3,515
その他經常収益	3,258
その他經常収益	256
その他經常収益	430
その他の經常収益	7,541
経常費用	1,669,540
生命保険事業	1,510,288
保険金等支払金	521,198
保年金等支払金	98,533
給付金等支払金	15,036
解約の他返戻金	157,074
再任準備金等繰入金	231,772
貴任準備金等繰入金	3,732
支払準備金等繰入金	15,048
契約者配当金等繰入金	678,724
資産運用費用	2,444
支有価証券売却損	676,280
有価証券売却損	0
貸倒引当金繰入	91,944
貸倒引当金繰入	5,064
貸倒引当金繰入	50
貸倒引当金繰入	6,316
貸倒引当金繰入	4,884
貸倒引当金繰入	43
貸倒引当金繰入	1,637
貸倒引当金繰入	2,812
貸倒引当金繰入	71,133
貸倒引当金繰入	157,537
貸倒引当金繰入	60,883

科 目	金 額
損害保険事業	112,785
保険引受費用	81,797
正味支払保険金	60,315
損害調査費	9,001
諸手数料及び集金費	1,141
責任準備金繰入額	11,338
資産運用費用	0
その他運用費用	0
営業費及び一般管理費	30,983
その他經常費用	5
銀行事業	37,483
資金調達費用	9,194
預金利息	7,274
コールマネー利息及び先渡し手形利息	268
売現先利息	348
借入金利息	2
社債利息	13
金利スワップ支払利息	1,280
その他の支払利息	6
役務取引等費用	7,077
その他業務費用	126
営業経費	20,902
その他經常費用	181
その他	8,982
その他經常費用	8,982
経常利益	111,880
固定資産等処分益	264
段階の他特利	0
特別損失	248
減価償却の特損	16
格変動の特損	120
その他の特損	21
契約者配当金等繰入額	2,695
税法等調整及び住民税等	301
法人税等合計	2,422
当期純利益	106,583
当期中間純利益	37,747
当期純利益	△5,925
当期純利益	31,822
当期純利益	74,761
当期純利益	331
当期純利益	74,429

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	33,597	流 動 負 債	385
現 金 及 び 預 金	10,275	未 払 費 用	160
コ ー ル ロ ー ン	15,000	未 払 法 人 税 等	22
未 収 入 金	650	未 払 配 当 金	17
未 収 還 付 法 人 税 等	7,648	賞 与 引 当 金	117
そ の 他	22	そ の 他	66
固 定 資 産	245,480	固 定 負 債	20,231
有 形 固 定 資 産	210	社 債	20,000
建 物	167	退 職 給 付 引 当 金	171
工 具 器 具 備 品	43	資 産 除 去 債 務	29
無 形 固 定 資 産	71	そ の 他	30
特 許 権	1	負 債 の 部 合 計	20,616
ソ フ ト ウ エ ア	69	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	0	株 主 資 本	258,246
投 資 そ の 他 の 資 産	245,199	資 本 金	19,994
関 係 会 社 株 式	234,909	資 本 剰 余 金	195,371
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	10,000	資 本 準 備 金	195,371
繰 延 税 金 資 産	154	利 益 剰 余 金	42,935
そ の 他	134	そ の 他 利 益 剰 余 金	42,935
資 産 の 部 合 計	279,078	繰 越 利 益 剰 余 金	42,935
		自 己 株 式	△55
		新 株 予 約 権	215
		純 資 産 の 部 合 計	258,461
		負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	279,078

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	39,837
関 係 会 社 受 入 手 数 料	2,124
関 係 会 社 受 取 配 当 金	37,713
営 業 費 用	2,001
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,001
営 業 利 益	37,836
営 業 外 収 益	88
受 取 利 息	87
雑 収 入	1
営 業 外 費 用	33
社 債 利 息	33
そ の 他	0
経 常 利 益	37,891
税 引 前 当 期 純 利 益	37,891
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	72
法 人 税 等 調 整 額	△13
法 人 税 等 合 計	58
当 期 純 利 益	37,832

連結計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井野貴章 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林尚明 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2020年5月19日開催の取締役会において、ソニー株式会社による会社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、株主及び新株予約権者に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をした。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年5月22日

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井 野 貴 章 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 尚 明 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2020年5月19日開催の取締役会において、ソニー株式会社による会社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、株主及び新株予約権者に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をした。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 早 瀬 保 行 ㊞

監 査 役 是 永 浩 利 ㊞

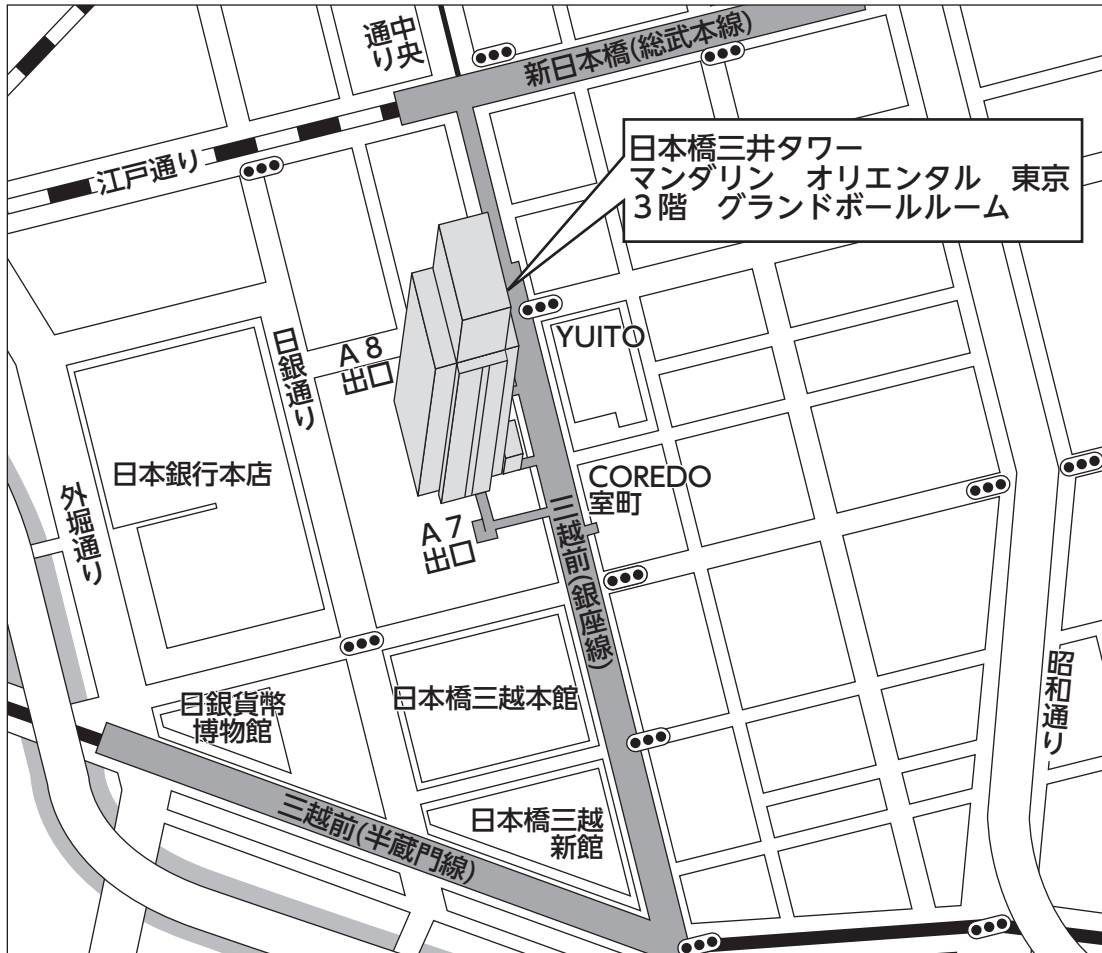
監 査 役 牧 山 嘉 道 ㊞

(注) 監査役早瀬保行及び監査役牧山嘉道は、会社法第2条第16号及び同法第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

マンダリン オリエンタル 東京 3階グランドボールルーム
(住所) 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 (電話) 03-3270-8800



○東京メトロ 銀座線・半蔵門線「三越前駅」下車 **A7・A8**出口方面 (地下通路から直結)

○J R 総武本線「新日本橋駅」下車 三越前駅方面地下通路入口より**A7・A8**出口方面 (地下通路から直結)

※当日は駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

※上記駅改札から地下通路でマンダリン オリエンタル 東京に直結しておりますので、雨天の場合でも傘などを使用せずにご来場いただけます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合は、以下の当社ウェブサイトにてご案内いたしますので必ずご確認ください。(https://www.sonyfh.co.jp/)



株主各位

第16回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

2020年6月5日

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

目 次

事業報告

新株予約権等に関する事項 … 1 頁

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）および当該体制の運用状況の概要 … 2 頁

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 … 7 頁

連結注記表 … 8 頁

計算書類

株主資本等変動計算書 … 36 頁

個別注記表 … 37 頁

上記の事項は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sonyfh.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされるものです。

新株予約権等に関する事項

新株予約権の内容の概要

名称	新株予約権数	目的となる株式の種類および数	新株予約権1個当たりの発行価額	株式1株当たりの行使価額	行使期間
第1回 新株予約権	529個	普通株式 52,900株	123,600円	1円	2016年8月9日から 2046年8月8日まで
第2回 新株予約権	417個	普通株式 41,700株	169,500円	1円	2017年8月8日から 2047年8月7日まで
第3回 新株予約権	316個	普通株式 31,600株	200,300円	1円	2018年8月8日から 2048年8月7日まで
第4回 新株予約権	288個	普通株式 28,800株	231,600円	1円	2019年8月7日から 2049年8月6日まで

(1) 当年度末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

名称	保有者数			新株予約権数	目的となる株式の種類および数
	取締役 (社外役員を除く)	社外取締役	監査役		
第1回 新株予約権	2名	—	—	252個	普通株式 25,200株
第2回 新株予約権	3名	—	—	187個	普通株式 18,700株
第3回 新株予約権	3名	—	—	162個	普通株式 16,200株
第4回 新株予約権	3名	—	—	134個	普通株式 13,400株

(2) 当年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

名称	交付者数		新株予約権数	目的となる株式の種類および数
	当社使用人	子会社の役員および使用人		
第4回 新株予約権	—	8名	154個	普通株式 15,400株

(注) 子会社の使用人に対する新株予約権の交付はありません。

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）および当該体制の運用状況の概要

I 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び同法施行規則に基づいた「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において定め、当方針に基づいて内部統制システムを構築し、運用しております。

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、法令等遵守の基本方針として行動規範を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。
- ②取締役会は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアル、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定める。
- ③取締役会は、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの推進に取り組む。コンプライアンス担当部署は、定期的にコンプライアンス・プログラムの進捗状況を取締役会に報告する。
- ④取締役会は、「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するものとし、同方針を実現するために必要な態勢を整備する。
- ⑤取締役会は、社内通報制度を定め、その利用方法を当社の役員、社員及び子会社に周知する。社内通報制度は、経営方針、事業活動あるいはその他の行為が法令等に違反している（あるいは違反のおそれがある）と確信した場合に社員等の通報者が専用窓口で直接通報することができ、かつ、その通報者に対する不利益な措置が禁止されることを定める。
- ⑥取締役会は、グループの情報セキュリティポリシーを定め、顧客情報を含むグループの情報資産等の管理を適切に行うための態勢を整備する。
- ⑦取締役会は、グループの利益相反管理方針を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の適切な管理を行うため、所要の態勢を構築する。
- ⑧取締役会は、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署を設置する。内部監査担当部署は、監査役及び会計監査人と連携・協力のうえ、独立及び客観的立場から内部統制システムの整備・運用状況を監視、検証し、定期的に内部監査の状況を取締役会に報告する。
- ⑨取締役会は、グループの内部監査に係る基本方針及び内部監査規則を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、記録保管規則を定め、取締役会、経営会議及び決裁の記録等取締役の職務の執行に係る文書を法令及び当該規則等に従い適切に保存し管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、グループのリスク管理の基本方針として、リスク管理基本規則を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。
- ②取締役会は、リスク管理担当部署を設置し、当社及び子会社の規模、特性、業務内容に応じて異なるリスクを適切に管理する。リスク管理担当部署は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。

- ③取締役会は、グループの直面するリスクに見合った十分な自己資本を確保し適切な資本配賦等を行うため、子会社の自己資本充実度を評価し、必要に応じて、自己資本充実に向けた施策を実施する。
- ④取締役会は、グループの危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を講じる体制を整備するため、グループの事業継続リスク管理に関する基本方針及びコンティンジェンシー・プランを定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、決裁規則、組織・分掌規則等の社内規程を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な態勢を構築する。
- ②取締役会は、経営会議を設置するとともに、会社の重要な日常業務の執行に係る協議及び決定については、同会議に委任する。
- ③取締役会は、事業計画管理規則を定め、単体及び連結の中期事業計画・年度事業計画を策定・管理し、また定期的に事業計画の進捗状況を確認する。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を整備する。

6. 当社及び子会社、並びに当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、株主権の行使のほか、金融持株会社として子会社との間で経営管理契約を締結し、子会社に対しグループ共通の基本方針の遵守及び子会社を含むグループの業務の適正を確保するために必要な事項に関し当社の事前承認及び報告を求めるなど、当該契約に基づく経営管理を行う。
- ②当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針に基づき、子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を当該子会社と審議・検討のうえ、取締役会において決議又は報告を行う。
また、当社及び子会社は、少数株主保護のため、親会社であるソニー株式会社（支配株主）及びそのグループ会社と取引等を行う際は、当該取引等の必要性及び当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認する。
- ③当社の内部監査部門は、子会社の内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、子会社の内部監査及び外部監査の結果を監視し検証する。
- ④当社及び子会社は、親会社にグループの経営情報を必要に応じて提供し、また、親会社内部監査担当部署との連携を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査役からその職務を補助すべき社員の配置要請があった場合には、当該社員を速やかに任命する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役の職務を補助すべき社員の任免及び人事考課については監査役の同意を必要とする。
- ②監査役の職務を補助すべき社員は、監査役の指揮命令があるときは、専らそれに従わなければならない。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び社員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに報告する。
- ②取締役及び社員は、当社又は当社の子会社の業務又は財務の状況に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、ただちに監査役に報告する。なお、その報告者に対する不利益な措置は禁止し、その旨を当社の役員、社員及び子会社に周知する。
- ③取締役及び社員は、社内通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査役に報告する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。
- ②当社は、監査役がその職務の執行のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託することなどに係る所要の費用又は債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、その費用又は債務を負担する。

II 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

コンプライアンスに関する運用状況の概要

取締役会は、法令等遵守の基本方針である行動規範を定め、当社の役員、社員及びグループ各社に周知しています。さらに取締役会は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアルを定めるとともに、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを毎年度定めており、その推進を担当するコンプライアンス担当部署（法務・コンプライアンス部）を設置しています。当年度のコンプライアンス・プログラムについても、前年度の実施結果や事業環境変化等を踏まえ、取締役会が策定し、その実施状況は取締役会及び経営会議へ四半期ごとに報告されました。また、グループ各社のコンプライアンス・プログラム実施状況等について所要の確認等を行うことを目的としたコンプライアンス連絡会議を開催しました。加えて、コンプライアンス意識のさらなる醸成のため、当社社長から役員、社員に向けたコンプライアンスにかかるトップメッセージの発信や当社の役員、社員を対象としたコンプライアンス研修（eラーニングなど）を実施しました。

取締役会は、反社会的勢力排除に関するグループ基本方針を定めており、当年度のコンプライアンス・プログラムに基づいて、当社及びグループ各社における反社会的勢力への対応に係る態勢の整備状況を確認しました。

取締役会は、グループの利益相反管理方針を定めており、当年度のコンプライアンス・プログラムに基づいて、グループ各社における顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理する態勢の整備状況を確認しました。

取締役会は、当社及びグループ各社の役員及び社員等が、会社の方針、事業活動その他の行為について法令等に違反していると考えた場合に通報することができる社内通報窓口を当社及びグループ各社に設けており、その利用方法及び通報者に対する不利益な措置の禁止を当社の役員、社員及びグループ各社に周知しています。

内部監査体制の運用状況の概要

取締役会は、内部監査規則を定めており、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署（監査部）を設置しています。内部監査担当部署は、監査役や会計監査人と連携しながら当社の内部統制システムの整備・運用状況を監視及び検証するとともに、グループ各社における内部監査の実施状況についてもモニタリングを行い、取締役会へ報告しました。

リスク管理に関する運用状況の概要

取締役会は、グループのリスク管理の基本方針としてリスク管理基本規則を定め、当社の役員、社員及びグループ各社に周知しています。また取締役会は、リスク管理担当部署（総合リスク管理部）を設置し、当社及びグループ各社の規模、特性、業務内容に応じて異なるリスクの適切な管理を図っています。リスク管理担当部署は、グループ各社における経営会議報告事項を中心にモニタリングした内容を取締役会及び経営会議へ四半期ごとに報告したほか、グループ各社との間でリスク管理会議を開催し、当社及びグループ各社が管理すべきリスクに関して、適宜、グループのリスク管理態勢の強化に向けた意見交換を行いました。当年度においては主に、リスク計量に関する妥当性検証、制度変更等に関する対応、サイバーセキュリティ、個人情報管理に関して、グループ各社と議論しました。また、グループ各社のリスク管理委員会等にも適宜陪席し、モニタリングを行いました。グループの事業継続リスクに関しては、グループ各社の事業継続リスクの管理態勢を継続的に強化していくため、事業継続リスク管理に関する方針を含むコンティンジェンシー・プランを定め、当社の役員、社員及びグループ各社に周知するとともに、各社における態勢強化に向けた取り組みについてモニタリングしました。なお、当年度において発生した新型コロナウイルス感染拡大への対応については、代表取締役社長を本部長とするコンティンジェンシー対策本部を設置し、当社での感染予防対策等を議論のうえ運用しているほか、グループ各社とも必要な情報連携等を行っています。

取締役会は、グループの情報セキュリティに係るポリシーを定め、顧客情報を含むグループの情報資産等を適切に管理する態勢を構築しています。

取締役の効率的な職務執行を確保するための体制に関する運用状況の概要

取締役会は、職務の執行を効率的かつ適切に行う態勢を構築するため、決裁規則、組織・分掌規則等の社内規則を定めるとともに、経営会議を設置し、取締役会で審議する事項の事前審議機関として位置付けているほか、会社の重要な日常業務の執行に係る協議及び決定を経営会議に委任しています。当年度における取締役会の開催は17回、経営会議の開催は28回でした。また、取締役会は事業計画管理規則を定め、中期的な経営目標・経営方針・事業戦略・資本政策などを審議・確認することを目的として単体及び連結の事業計画を策定するとともに、毎月の取締役会で進捗状況を確認しました。

財務報告の信頼性を確保するための体制に関する運用状況の概要

取締役会は、グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する方針に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性評価を毎年度実施しています。当年度の財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価の実施方針については、原則として毎年6月の経営会議で承認し、当該方針に則って評価を進めています。

グループの経営管理体制に関する運用状況の概要

取締役会は、内部統制システム構築の基本方針を定め、コンプライアンス、リスク管理、財務報告の信頼性の確保など、それぞれの態勢構築及び運用状況を監督しています。また、取締役会は、金融持株会社としてグループ各社の経営を管理し、グループ基本方針の遵守や、グループ各社の重要な意思決定について当社の事前承認・報告を求めることなどにより、グループの経営の適切性の確保を図っています。

また、取締役会は、グループ内取引等の管理に関する基本方針を定め、グループ各社がグループ経営に影響を与える可能性のあるグループ内取引を行う場合、その適切性・適法性を確認のうえ、取締役会等で決議又は報告を行っているほか、当社及びグループ各社が当社の親会社であるソニー株式会社及びそのグループ会社との取引を行う場合は、少数株主保護のため、当該取引の必要性及び当該取引の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認しています。

このほか、グループ各社の経営会議の討議内容を共有する「グループ経営状況確認会」、グループ各社の月次業績及び各社にまたがる経営課題について情報共有・課題検討を行う「ソニーフィナンシャルグループ月次定例会議」を開催し、効率的なグループ経営を推進しました。

監査役の職務執行について

監査役会は、代表取締役、社外取締役と定期的に情報・意見を交換しているほか、内部監査担当部署及び会計監査人と三様監査意見交換会を開催しています。常勤監査役は、取締役会、経営会議、グループ経営状況確認会、ソニーフィナンシャルグループ月次定例会議などの会議体へ参加し、適宜情報収集を図っています。また、コンプライアンス、リスク管理及び内部監査等の内部統制管理の活動状況について四半期毎に監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しています。さらに、グループ全体の監査態勢を強化するため、常勤監査役は、グループ各社の監査役を兼ね各社の取締役会に出席しているほか、グループ各社の常勤監査役とグループ常勤監査役連絡会を開催しています。

当社は、監査役の職務を補助すべき社員を任命するとともに、当該社員の任免及び人事考課については監査役の同意を得ることとすることで、当該社員の独立性を確保しています。また、当社は、取締役及び社員が当社又はグループ各社の業務又は財務の状況に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、及び内部監査結果や社内通報制度を利用した通報を受理したときは、その内容をただちに監査役へ報告する態勢を整備しています。そのほか、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、当社は、監査役の職務の執行について生じる費用については、職務の執行に必要なと認められる場合を除いて当社が負担することとしています。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	19,963	191,193	319,886	△55	530,987
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	31	31	－	－	62
剰 余 金 の 配 当	－	－	△27,189	－	△27,189
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△0	△0
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	74,429	－	74,429
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	31	31	47,240	△0	47,303
当 期 末 残 高	19,994	191,224	367,127	△55	578,291

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	非支配株主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	128,800	△1,077	△2,439	△1,470	123,812	149	1,896	656,846
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	－	－	－	－	－	－	－	62
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	－	－	△27,189
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－	－	△0
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	－	－	74,429
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△13,931	703	－	635	△12,591	65	353	△12,171
当 期 変 動 額 合 計	△13,931	703	－	635	△12,591	65	353	35,131
当 期 末 残 高	114,868	△373	△2,439	△835	111,221	215	2,250	691,978

連結計算書類の連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 13社

会社名

ソニー生命保険株式会社

ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社

(2020年4月1日付で「ソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社」に商号変更しております)

SA Reinsurance Ltd.

ソニー損害保険株式会社

ソニー銀行株式会社

ソニーペイメントサービス株式会社

SmartLink Network Hong Kong Limited

SmartLink Network Europe B.V.

ソニー・ライフケア株式会社

ライフケアデザイン株式会社

ブラウドライフ株式会社

ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社

SPV・GB投資事業有限責任組合

(2) 非連結子会社

主要な会社名

主要な非連結子会社はありません。

非連結子会社は、総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲の変更

クレジットカード決済事業会社であるSmartLink Network Europe B.V.は、新規設立により、当連結会計年度から新たに連結の範囲に含まれております。同社の業績については、連結損益計算書上、「銀行事業」に含めて区分しております。

また、前連結会計年度において持分法適用関連会社であったソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社及びSA Reinsurance Ltd.は株式の追加取得により完全子会社となったことから、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。両社の業績については、連結損益計算書上、「生命保険事業」に含めて区分しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社

主要な会社名

主要な非連結子会社及び関連会社はありません。

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用の範囲の変更

前連結会計年度において持分法適用関連会社であったソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社及びSA Reinsurance Ltd.は株式の追加取得により完全子会社となったことから、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 在外子会社における会計処理基準に関する事項

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成30年9月14日）を適用し、在外子会社に対して連結決算上、必要な調整を行っております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

6. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券及び「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号 平成12年11月16日。以下「業種別監査委員会報告第21号」という）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。ただし、一部の連結子会社が保有する外貨建債券については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については、為替差損益として処理する方法を採用しております。

責任準備金対応債券のリスクの管理方針の概要は、次のとおりであります。

国内生命保険子会社の個人保険・個人年金保険に設定した小区分（保険種類・残存年数等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第21号に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年 その他 2～20年

(4) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（概ね5年）に基づく定額法により償却しております。

(5) リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(6) 貸倒引当金の計上方法

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権、実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権及び時価が著しく下落した預託保証金等については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除した回収不能見込額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。

- (7) 賞与引当金の計上方法
従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- (8) 価格変動準備金の計上方法
株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
- (9) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。
 - ② 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～16年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
 - ③ 小規模企業等における簡便法の採用
親会社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (追加情報)
2019年10月1日より、当社及び一部の連結子会社は、確定給付年金制度の改訂を行い、制度改訂前の退職者を除き、確定拠出年金制度に全て移行しました。この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 平成19年2月7日）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行いました。
これにより、当連結会計年度において、その他特別利益として16百万円計上しております。
- (10) 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準
連結決算日の為替相場により円換算しております。
- (11) ヘッジ会計の方法
銀行子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。短期固定金利の預金に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。また、外貨建て有価証券の為替変動リスクを減殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、通貨スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。これらについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。
- (12) 消費税及び地方消費税の会計処理方法
消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、主として、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
- (13) 責任準備金の積立方法
保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
イ．標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
ロ．標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

(未適用の会計基準等)

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、公正価値測定に関して会計基準の開発を行い、2011年5月に「公正価値測定」(IASBにおいてはIFRS第13号、FASBにおいてはTopic820)を公表しており、IFRS第13号は2013年1月1日以後開始する事業年度から、Topic820は2011年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、時価の算定に関する会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされています。

ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされています。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表の注記)

1. 担保に供している資産及び担保付債務の額は、次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 576,357百万円

貸出金 378,240百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 257,580百万円

コールマネー及び売渡手形 39,000百万円

借入金 237,923百万円

売現先勘定 309,613百万円

上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券 14,451百万円

金融商品等差入担保金 37,975百万円

先物取引差入証拠金 17,820百万円

2. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、次のとおりであります。

有価証券 201,717百万円

3. 非連結子会社及び関連会社の株式の総額

株式 2,091百万円

4. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は、次のとおりであります。

破綻先債権額 187百万円

延滞債権額 1,116百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

5. 当連結会計年度末において、貸出金のうち3カ月以上延滞債権はありません。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
6. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は、次のとおりであります。
 貸出条件緩和債権額 814百万円
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
7. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、次のとおりであります。
 合計額 2,117百万円
 なお、上記4、6及び7に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
8. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、5,601百万円であります。
9. 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。
 減価償却累計額 43,582百万円
10. 保険業法第118条に規定する生命保険子会社の特別勘定の資産の額は、次のとおりであります。なお、負債の額も同額であります。
 資産の額 1,792,190百万円
11. 生命保険子会社に係る契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。
 期首残高 4,544百万円
 契約者配当金支払額 2,558百万円
 利息による増加等 0百万円
 契約者配当準備金繰入額 2,422百万円
 期末残高 4,407百万円
12. 生命保険子会社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価損部分については税金相当額に評価性引当額を認識したことからその全額を、評価益部分については税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上しこれを控除した金額を、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
 ・再評価を行った年月日
 2002年3月31日
 ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出
13. 生命保険子会社及び銀行子会社の当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。
 融資未実行残高 18,228百万円
 うち原契約期間が1年以内のもの 18,228百万円
14. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する連結会計年度末における生命保険子会社の今後の負担見積額は、次のとおりであります。なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。
 今後の負担見積額 11,665百万円

(連結損益計算書の注記)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式 普通株式	435,062	24	—	435,087
自己株式 普通株式	37	0	—	37

(注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加24千株は、取締役会決議による譲渡制限付株式の割当によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	215百万円

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	27,189百万円	62.5円	2019年3月31日	2019年6月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	30,453百万円	70.0円	2020年3月31日	2020年6月24日

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,584円90銭

2. 1株当たり当期純利益 171円9銭

算定上の基礎である親会社株主に帰属する当期純利益は74,429百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は、435,041千株であります。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 171円4銭

算定上の基礎である親会社株主に帰属する当期純利益調整額はなく、潜在株式を考慮した普通株式増加数は115千株であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、保険業法・銀行法等の規定に基づく生命保険事業、損害保険事業及び銀行事業等を行っております。金融資産（生命保険事業においては、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定に限る）については、安定的な投資収益の確保のため、公社債・株式・貸出金等の様々な投資資産を保有しております。また、金融負債については、銀行事業において個人顧客からの預金による調達で大宗を占めております。このように、当社グループは主として金利・為替等の変動リスクを伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利・為替変動等による不利な影響が生じないよう、資産負債の適切なバランスを保つことを目的に、各事業ごとに資産負債の総合管理（以下「ALM」という）を行っております。また、リスクをコントロールする手段として、生命保険事業及び銀行事業においてはデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主として有価証券、貸出金、預金及びデリバティブ取引であります。これらは金利・為替・株価等の変動により価値が変動して損失を被る市場リスク、信用供与先の財務状況等の悪化により資産の価値が減少または消失し、損失を被る信用リスクに晒されております。また、市場の混乱等により市場において取引できなかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクにも晒されております。

有価証券は主に国内外の公社債、その他にも国内外株式、組合出資金等を保有しております。

貸出金は、生命保険事業における保険約款貸付、銀行事業における個人向けの住宅ローンが中心であります。ただし、保険約款貸付においては貸付額を解約返戻金の範囲内に制限しております。また、住宅ローンにおいては不動産担保等を設定しております。これらにより、貸出金に係るリスクの低減を図っております。

預金は、主として個人顧客からの預金による調達であり、外貨建のものを含んでおります。

生命保険事業におけるデリバティブ取引は、主として金融資産及び負債の市場リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引、通貨先物取引、為替予約取引、株価指数先物取引、株式のトータル・リターン・スワップ取引、債券先物取引及び商品先物取引等を行っており、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。また、生命保険事業の利用しているデリバティブ取引にヘッジ会計は適用しておりません。

銀行事業におけるデリバティブ取引は、金融資産及び負債の市場リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引等を行っております。この内、固定金利の貸出金、預金及び債券の金利リスクに対しては、金利スワップ取引等をヘッジ手段としてヘッジ会計を適用しております。また、外貨建て債券の為替リスクに対しては、通貨スワップ取引をヘッジ手段としてヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計においては、「金融商品に関する会計基準」等に定められた要件に基づき、ヘッジの有効性の評価を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は「リスク管理基本規則」を制定し、子会社の規模、特性、及び業務内容に応じたリスク管理を行っております。

当社グループのリスク管理に関する具体的な体制等は「リスク管理ガイドライン」に定めており、子会社においてそれぞれ自律的なリスク管理を行っております。当社はリスク管理統括部署によるモニタリング、リスク管理会議の開催などを通じ、子会社のリスク管理状況を把握し、取締役会、経営会議へ定期的に報告を行っております。

① 信用リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での信用リスク管理は、以下のように行っております。

- (i) 生命保険子会社においては、リスク管理部門が、有価証券の発行体の信用リスクやカウンターパーティリスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。
- (ii) 損害保険子会社においては、資産運用リスクに関する諸規程に従い、有価証券の発行体の信用情報や時価の把握を行い、リスク管理部門がその状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。
- (iii) 銀行子会社においては、信用リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、それぞれの金融資産の特性に応じた信用リスク管理を行っております。個人向け貸出金については、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、担保の設定、問題債権への対応など個人与信管理に関する体制を整備して管理しております。
法人向け貸出金・社債等については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、信用格付け、保証や担保の設定、問題債権への対応など法人与信・市場与信管理に関する体制を整備して管理しております。
さらに、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引に関するカウンターパーティリスク等の市場与信リスク管理においては、時価の把握を定期的に行っております。
これらの信用リスク管理ならびに与信管理は、リスク管理部門ならびに審査部門が行い、その管理状況を、取締役会や経営会議に定期的に報告しております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

② 市場リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での市場リスク管理は、以下のように行っております。

- (i) 生命保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のよう管理しております。
 - (a) 金利リスク
リスク管理部門が、金利リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、経営会議において対応等の協議を行い、ここで決定されたALMに関する方針に基づき、取締役会において実施状況の把握・確認を行っております。また、金融商品の金利や期間を総合的に把握し、「バリュエーション・リスク（以下「VaR」という）」を用いたリスク量の分析等によりモニタリングを行い、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。
 - (b) 為替リスク
リスク管理部門が、為替リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。
 - (c) 株式の市場価格変動リスク
リスク管理部門が、株式の市場価格変動リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。
 - (d) デリバティブ取引
リスク管理部門が、デリバティブ取引に関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。
- (ii) 損害保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のよう管理しております。
 - (a) 金利リスク
取締役会において決定されたリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続等の詳細を明記した資産運用リスクに関する諸規程を定めております。これに基づき、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。
 - (b) 価格変動リスク
政策投資として取得した株式については、資産運用リスクに関する諸規程に従い、リスク管理部門が市場環境や財務状況等のモニタリングを実施し、その状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。

- (iii) 銀行子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。いずれもリスク管理部門において行われ、また、定期的に経営陣による取締役会や経営会議において、リスク管理状況の報告を行っております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

(a) 金利・為替リスク

市場リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクを管理しております。市場リスクに関する管理諸規程において、リスク管理方法や手続き等の詳細を明記しており、取締役会にて決定されたALM及びリスク管理に関する方針に基づき、原則として1カ月に1回開催されるALM委員会及びリスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応、リスクの状況等について協議を行っております。日次管理はリスク管理部門において、金融資産及び金融負債の金利や為替レート、期間等を総合的に把握し、VaRや金利感応度分析等により、モニタリングならびに規程の遵守状況等の管理を行っております。なお、金利、為替の変動リスクをヘッジするための金利スワップ、通貨スワップ、為替取引等のデリバティブ取引も行っております。

(b) 市場価格変動リスク

有価証券を含む投資商品の保有については、市場リスクならびに市場与信リスクに関する管理諸規程に従い行われております。市場運用部門では外部から有価証券の購入を行っており、審査部門による事前審査、リスク管理部門による投資限度額設定・管理のほか、各部門の継続的なモニタリングを通じて、市場価格変動リスクの管理を行っております。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、市場リスクに関する管理諸規程に基づき実施されております。また、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制態勢を整備しております。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

主要なリスク変数である金利リスク及び為替リスクの影響を受ける、主な金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「銀行業における預金」、「デリバティブ取引」となります。

これらの金融資産及び金融負債について、観測期間250営業日の金利及び為替の合理的な予想変動幅を用いた当面20営業日の損益に与える影響額をヒストリカル法により算出し、金利及び為替の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当連結会計年度末における当該数値は、99%の信頼区間において2,523百万円となっております。

当該影響額は、金利及び為替を除くリスク変数が一定の場合を前提としております。また、金利及び為替の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。以上の市場リスク管理は、リスク管理部門を中心に行い、また、その管理状況を、取締役会や経営会議に、定期的に報告しております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での流動性リスク管理は、以下のように行っております。

- (i) 生命保険子会社においては、「流動性リスク管理規程」に則り、各部署からの報告に基づき、経理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新し、資金繰りの管理を行い、リスク管理部門は流動性リスクを管理しております。経理部門及びリスク管理部門は、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的もしくは必要に応じて報告しております。
- (ii) 損害保険子会社においては、流動性リスクに関する諸規程に従い、資金繰り管理部門が資金繰り計画の作成・更新を行い、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。
- (iii) 銀行子会社においては、流動性リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、各種流動性リスクの管理を実施しております。まず、資金繰りリスクの管理については、資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じてフェーズ分けし、各フェーズにおける管理手法、報告方法などを定めるとともに、必要に応じて、ガイドラインなどの設定と見直しを行っております。また、市場流動性リスクの管理については、各種取扱商品に対する市場流動性の状況を把握し、必要に応じて、商品ごとのガイドラインなどの設定と見直しを行っております。これらの流動性リスク管理は、リスク管理部門が行い、また、その管理状況を、取締役会や経営会議に、定期的に報告しております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	549,964	549,964	－
(2) 金銭の信託			
その他の金銭の信託	38,067	38,067	－
(3) 有価証券			
売買目的有価証券	1,704,731	1,704,731	－
満期保有目的の債券	7,432,871	9,874,634	2,441,763
責任準備金対応債券	855,937	997,896	141,958
その他有価証券	1,902,844	1,902,844	－
(4) 貸出金	2,187,792		
貸倒引当金（＊1）	△838		
貸出金（貸倒引当金控除後）	2,186,953	2,439,250	252,297
資産計	14,671,370	17,507,390	2,836,019
(1) 預金	2,440,783	2,442,709	1,926
(2) コールマネー及び売渡手形	151,256	151,256	－
(3) 借入金	241,826	242,053	226
(4) 社債	20,000	19,957	△43
(5) 売現先勘定	309,613	309,613	－
(6) 債券貸借取引受入担保金	257,580	257,580	－
負債計	3,421,060	3,423,170	2,110
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	18,267	18,267	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(18,406)	(18,406)	－
デリバティブ取引計	(139)	(139)	－

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預貯金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券（債券）については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託の時価に関する注記）」に記載しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。

(4) 貸出金

①銀行事業の貸出金

貸出金は、貸出金の種類ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。

割引率は、LIBORベースのイールドカーブにリスクプレミアムとして一般貸倒引当金の引当率を加えた利率を使用しております。

②生命保険事業の保険約款貸付

保険約款貸付の時価は将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価額によっております。

③一般貸付

一般貸付の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 預金

預金は、預金種別ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。割引率は、LIBORベースのイールドカーブにリスクプレミアムとして銀行子会社の格付け別累積デフォルト率を加えた利率を使用しております。

(2) コールマネー及び売渡手形

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 借入金

借入金は、元利金の将来キャッシュ・フローを、LIBORベースのイールドカーブで割り引いて現在価値を算定しております。

(4) 社債

社債は、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(5) 売現先勘定

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 債券貸借取引受入担保金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (3) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場の非連結子会社・関連会社株式 (* 1)	2,091
② ①以外の非上場株式 (* 1)	1,872
③ 組合出資金 (* 2)	8,823
合計	12,787

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(* 2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注) 非上場株式及び組合出資金のうち、実質価額が取得原価に比べて著しく下落しており、実質価額が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該実質価額をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当連結会計年度において、非上場株式について244百万円、組合出資金について32百万円の減損処理を行っております。また、実質価額が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として実質価額が取得原価に比べて50%以上下落した場合としております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金	549,964	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	6,069	199,050	243,310	7,652,770
公社債	6,069	198,950	243,310	6,242,390
国債・地方債	5,287	196,900	243,310	5,768,810
社債	782	2,050	300	473,580
その他	—	100	—	1,410,380
責任準備金対応債券	—	—	3,220	948,749
公社債	—	—	3,220	725,430
国債・地方債	—	—	—	610,630
社債	—	—	3,220	114,800
その他	—	—	—	223,319
その他有価証券のうち満期があるもの	143,747	424,176	548,121	618,201
公社債	47,034	195,118	491,702	331,650
国債・地方債	32,274	134,031	491,202	331,650
社債	14,760	61,087	500	—
その他	96,713	229,057	56,419	286,551
貸出金 (*)	6,041	33,209	66,289	1,855,922
合計	705,824	656,436	860,941	11,075,643

(*) 貸出金のうち、期間の定めのない保険約款貸付208,069百万円及び当座貸越17,394百万円は含めておりません。

(注4) 預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金（＊）	2,347,387	44,351	20,295	10,504	3,246	14,998
コールマネー及び売渡手形	151,256	—	—	—	—	—
借入金	38,591	50,122	93,112	60,000	—	—
社債	—	—	10,000	—	10,000	—
売現先勘定	309,613	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	257,580	—	—	—	—	—
合計	3,104,428	94,474	123,407	70,504	13,246	14,998

（＊）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券に関する注記)

※連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券 (単位：百万円)

当連結会計年度の損益 に含まれた評価差額
△127,385

2. 満期保有目的の債券 (単位：百万円)

区分		連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	公社債	6,445,701	8,607,080	2,161,378
	国債・地方債	6,070,344	8,170,507	2,100,163
	社債	375,357	436,572	61,215
	その他	739,398	1,026,338	286,939
	小計	7,185,100	9,633,419	2,448,318
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	公社債	242,353	236,219	△6,134
	国債・地方債	135,711	134,319	△1,391
	社債	106,642	101,899	△4,743
	その他	5,417	4,996	△420
	小計	247,771	241,215	△6,555
合計		7,432,871	9,874,634	2,441,763

3. 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

区分		連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	公社債	718,722	812,955	94,232
	国債・地方債	616,023	691,191	75,168
	社債	102,698	121,763	19,064
	その他	109,078	157,243	48,165
	小計	827,801	970,198	142,397
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	公社債	28,136	27,697	△438
	国債・地方債	5,663	5,642	△20
	社債	22,473	22,054	△418
	小計	28,136	27,697	△438
合計		855,937	997,896	141,958

4. その他有価証券

(単位：百万円)

区分		連結貸借対照表 計上額	取得原価	評価差額
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	公社債	1,118,644	979,544	139,099
	国債・地方債	1,072,860	934,096	138,763
	社債	45,783	45,448	335
	株式	10,458	4,666	5,792
	その他	295,828	259,026	36,801
	小計	1,424,930	1,243,237	181,693
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	公社債	92,483	92,680	△196
	国債・地方債	61,406	61,491	△84
	社債	31,077	31,189	△112
	株式	323	361	△37
	その他	391,112	407,309	△16,196
	小計	483,919	500,351	△16,431
合計		1,908,850	1,743,589	165,261

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 1,872百万円)及び組合出資金(同 8,823百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

5. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

6. 当連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券
該当事項はありません。

7. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	9,081	138	2
国債・地方債	6,582	137	－
社債	2,499	1	2
株式	9,048	4,111	50
その他	26,801	266	123
合計	44,931	4,516	176

8. 減損処理を行った有価証券
その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、減損処理を行っております。
当連結会計年度において、その他有価証券について6,316百万円（外国証券6,316百万円）減損処理を行っております。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合としております。

(金銭の信託の時価に関する注記)

1. 運用目的の金銭の信託
該当事項はありません。

2. 満期保有目的及び責任準備金対応の金銭の信託
該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外） (単位：百万円)

区分	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの
その他の金銭の信託	38,067	37,562	505	688	△183

(注) 1. 本表には合同運用の金銭の信託40百万円を含んでおります。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	435,378	430,878	△1,093	△1,093
	受取変動・支払固定	75,664	75,564	△124	△124
	金利スワップション				
	売建	18,700	18,700	△56	25
合計		—	—	△1,273	△1,192

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1 年超	時価	評価損益
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	18,428	－	13	13
	買建	66,325	－	74	74
店頭	為替予約				
	売建	81,901	－	91	91
	買建	168,750	－	497	497
	外国為替証拠金				
	売建	43,373	－	2,215	2,215
	買建	18,706	－	755	755
	通貨オプション				
	売建	459	－	△4	△0
	買建	473	－	6	4
	通貨先渡				
	買建	10,652	－	△1,534	△1,534
合計		－	－	2,115	2,118

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引においては、取引所における連結会計年度末の最終価格によっております。

店頭取引においては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
金融商品 取引所	株価指数先物				
	売建	63,354	－	△871	△871
店頭	トータル・リターン・ スワップ				
	売建	103,408	－	18,280	18,280
合計		－	－	17,409	17,409

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引においては、取引所における連結会計年度末の最終価格によっております。

店頭取引においては、連結会計年度末の株価等により算定しております。

(4) 債券関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	56,546	－	15	15
合計		－	－	15	15

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所における連結会計年度末の最終価格によっております。

(5) 商品関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
金融商品 取引所	商品先物				
	売建	1,465	－	0	0
合計		－	－	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所における連結会計年度末の最終価格によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ				
	受取変動・支払固定	預金、貸出金	260,075	201,539	△50
ヘッジ対象に係る損益 を認識する方法	金利スワップ				
	受取変動・支払固定	其他有価証券（債券）	223,013	184,346	△14,849
	合計	—	—	—	△14,900

(注) 1. 業種別監査委員会報告第24号に基づく繰延ヘッジによるものとヘッジ対象に係る損益を認識する方法によるものがあります。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	通貨スワップ	其他有価証券（債券）	22,753	—	△352
ヘッジ対象に係る損益 を認識する方法	通貨スワップ	其他有価証券（債券）	31,000	21,000	△3,154
	合計	—	—	—	△3,506

(注) 1. 業種別監査委員会報告第25号に基づく繰延ヘッジによるものとヘッジ対象に係る損益を認識する方法によるものがあります。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

一部の連結子会社は、東京都その他の地域において、主に賃貸用のオフィスビルを有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益5,823百万円であります。また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
83,991	△293	83,698	201,714

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価の算定にあたっては、主として当連結会計年度末時点の外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づいております。

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

生命保険子会社では、営業社員においては退職一時金制度、内務職員においては確定給付型企业年金制度及び確定拠出年金制度を設けております。損害保険子会社では、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けております。当社及び銀行子会社では、主に退職一時金制度を設けております。なお、当社及び一部の連結子会社は退職給付債務の計算にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 ((9) に掲げられたものを除く)

退職給付債務の期首残高	46,893百万円
勤務費用	5,051百万円
利息費用	78百万円
数理計算上の差異の発生額	△769百万円
退職給付の支払額	△3,595百万円
制度変更に伴う影響額	△316百万円
退職給付債務の期末残高	47,342百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 ((9) に掲げられたものを除く)

年金資産の期首残高	16,445百万円
期待運用収益	165百万円
数理計算上の差異の発生額	△674百万円
事業主からの拠出額	1,470百万円
退職給付の支払額	△422百万円
制度変更に伴う影響額	△247百万円
年金資産の期末残高	16,737百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表	
積立型制度の退職給付債務	13,190百万円
年金資産	△16,737百万円
	△3,546百万円
非積立型制度の退職給付債務	34,326百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	30,779百万円
退職給付に係る負債	34,170百万円
退職給付に係る資産	△3,391百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	30,779百万円
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	5,051百万円
利息費用	78百万円
期待運用収益	△165百万円
数理計算上の差異の費用処理額	769百万円
その他	88百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	5,822百万円
確定拠出年金制度への移行に伴う損益	16百万円
(注) 簡便法を採用している会社の退職給付費用は、「その他」に計上しております。	
(5) 退職給付に係る調整額	
退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
数理計算上の差異	918百万円
合計	918百万円
(6) 退職給付に係る調整累計額	
退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
未認識数理計算上の差異	△1,172百万円
合計	△1,172百万円

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	70 %
株式	26 %
その他	4 %
合計	100 %

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.1～0.6%
長期期待運用収益率	1.0～2.6%

(9) 簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	156百万円
退職給付費用	16百万円
退職給付の支払額	△0百万円
制度への拠出額	△3百万円
その他	5百万円
退職給付に係る負債の期末残高	174百万円

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、398百万円であります。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要
営業用不動産の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務及び投資用不動産の石綿障害予防規則に基づくアスベスト除去費用等であり
ます。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から15～50年と見積もり、割引率は0.1～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当連結会計年度における総額の増減

期首残高	2,176百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	155百万円
時の経過による調整額	16百万円
資産除去債務の履行による減少額	△34百万円
連結範囲の変更に伴う増加額	30百万円
その他増減額（△は減少）（注）	△69百万円
期末残高	2,273百万円

（注）その他増減額（△は減少）は、一部の連結子会社が賃借していた建物を購入したことに伴う当該賃貸借契約の解消による減少
であります。

(企業結合に関する注記)

当社の100%連結子会社であるソニー生命保険株式会社（以下「ソニー生命」といいます。）は、ソニーライフ・エイゴン生命保険株
式会社（以下「ソニーライフ・エイゴン生命」といいます。）及びSA Reinsurance Ltd.（以下「SA Re」といい、2社あわせて「両
合弁会社」といいます。）の発行済株式の50%をそれぞれ取得し、両合弁会社を当社及びソニー生命の完全子会社としました。

1. 企業結合の概要

- (1) 被取得企業の名称及び事業の内容

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| ① 被取得企業の名称 | ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社 |
| 事業の内容 | 生命保険業 |
| ② 被取得企業の名称 | SA Reinsurance Ltd.（エス・エー・ラインシュアランス） |
| 事業の内容 | 再保険業 |

- (2) 企業結合を行った主な理由

両合弁会社を完全子会社化することにより、経営の意思決定の迅速化や業務運営の効率化を図ります。

- (3) 企業結合日

2020年1月29日

- (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5) 結合後企業の名称

① ソニーライフ・エイゴン生命

ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社

(2020年4月1日付で「ソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社」へ商号変更しております。)

② SA Re

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

① ソニーライフ・エイゴン生命

取得直前に所有していた議決権比率 50.0%

企業結合日に取得した議決権比率 50.0%

取得後の議決権比率 100.0%

② SA Re

取得直前に所有していた議決権比率 50.0%

企業結合日に取得した議決権比率 50.0%

取得後の議決権比率 100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

ソニー生命が現金を対価とした株式取得により、持分法適用関連会社である両合弁会社の全議決権を取得したことによるものであります。

2. 連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間

2020年2月1日から2020年3月31日まで

なお、連結損益計算書上、2019年4月1日から2020年1月31日までの被取得企業に係る損益は、持分法による投資損益として計上しております。

3. 被取得企業（上記2社合計）の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合前に保有していた持分の企業結合日における時価	13,932百万円
企業結合日に追加取得した株式の時価	18,750百万円
取得原価	32,682百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 250百万円

5. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 248百万円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

3,609百万円

(2) 発生原因

経営の意思決定の迅速化や業務運営の効率化等によって期待される収益性改善によるものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間の均等償却

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債並びにその主な内訳

資産合計	600,480百万円
（うち現金及び預貯金	27,287百万円）
（うち有価証券	530,851百万円）
負債合計	△572,354百万円
（うち保険契約準備金	△567,173百万円）

8. 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

経常収益	90,909百万円
------	-----------

なお、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の影響額は軽微であります。

（概算額の算定方法）

概算額は、企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された経常収益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益と、連結損益計算書における経常収益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益との差額であります。また、企業結合時に認識されたのれんが当連結会計年度開始の日に発生したものとしてその償却額を算定し、概算額に含めております。

なお、当該影響額については、監査証明を受けておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

(ソニー株式会社による当社株式等に対する公開買付け)

当社は、2020年5月19日開催の取締役会において、当社の支配株主（親会社）であるソニー株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主及び新株予約権者の皆さまに対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。なお、上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て当社を完全子会社化することを企図していること、並びに当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

1. 公開買付者の概要

- | | |
|------------------------------|--|
| (1) 名称 | ソニー株式会社 |
| (2) 所在地 | 東京都港区港南1丁目7番1号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表執行役 吉田 憲一郎 |
| (4) 事業内容 | ゲーム&ネットワークサービス、音楽、映画、エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション（モバイル・コミュニケーション/イメージング・プロダクツ&ソリューション/ホームエンタテインメント&サウンド）、イメージング&センシング・ソリューション、金融及びその他の事業 |
| (5) 資本金 | 880,213百万円（2020年3月31日現在） |
| (6) 設立年月日 | 1946年5月7日 |
| (7) 大株主及び持株比率（2019年12月31日現在） | |

CITIBANK AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS（常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	10.07%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6.85%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5.61%
JP MORGAN CHASE BANK 380055（常任代理人 株式会社みずほ銀行）	2.30%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	2.09%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234（常任代理人 株式会社みずほ銀行）	1.99%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	1.99%
GIC PRIVATE LIMITED - C（常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	1.87%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT（常任代理人 香港上海銀行）	1.86%
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000（常任代理人 株式会社みずほ銀行）	1.84%

(8) 公開買付者と当社の関係

- ・ 資本関係 公開買付者は当社普通株式283,050,000株（所有割合：65.04%）を所有しております。
- ・ 人的関係 当社の取締役10名のうち3名が公開買付者の取締役、執行役又は執行役員としての地位を有しており、2名が公開買付者の出身者です。
また、当社の監査役3名のうち1名が公開買付者の従業員としての地位を有しております。
上記のほか、2020年3月31日現在、当社グループ（注1）の従業員3名がその他公開買付者グループ各社（注2）に出向しており、その他公開買付者グループ各社の従業員16名が当社グループに出向しております。
- ・ 取引関係 当社グループは、「ソニー」及び「Sony」を一部に使用した商標等の使用に関し、公開買付者との間で、商号・商標使用許諾契約を締結しております。これらの契約に基づき、当社グループは、公開買付者に対してブランドロイヤリティを支払っております。また、ソニー生命保険株式会社は資産運用の一環として、公開買付者に対して本社屋を賃貸しており、不動産鑑定評価に基づく賃貸料を受領しております。
- ・ 関連当事者への該当状況 公開買付者は、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当いたします。

（注1）「当社グループ」とは、当社及びその連結対象会社13社（2020年3月31日現在）であります。

（注2）「その他公開買付者グループ各社」とは、公開買付者グループを構成する会社のうち当社グループを構成する会社以外の各会社を総称しています。また、「公開買付者グループ」とは、公開買付者並びにその子会社1,529社及び関連会社155社（このうち連結子会社（変動持分事業体を含みます。）は1,490社、持分法適用会社は140社とのことです。）（2020年3月31日現在）であります。

2. 本公開買付けの概要

(1) 買付け等の期間

2020年5月20日（水曜日）から2020年7月13日（月曜日）まで（39営業日）

(2) 買付け等の価格

①普通株式1株につき、2,600円

②新株予約権

- ・ 2016年7月22日開催の当社取締役会の決議（2017年5月31日開催の当社取締役会決議により一部変更）に基づき発行された新株予約権 1個につき、259,900円
- ・ 2017年7月13日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 1個につき、259,900円
- ・ 2018年7月17日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 1個につき、259,900円
- ・ 2019年7月18日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 1個につき、259,900円

(3) 買付予定の株数

買付予定数	152,130,036株
買付予定数の下限	7,070,000株
買付予定数の上限	一株

(4) 公開買付開始公告日

2020年5月20日（水曜日）

株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1日から)
(2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式
		資 準 備 本 金	資 剰 余 金 合 計	本 金 計	そ の 他 利 益 金 剰 余 金 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	19,963	195,340	195,340		32,292	32,292	△55
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	31	31	31		－	－	－
剰 余 金 の 配 当	－	－	－		△27,189	△27,189	－
当 期 純 利 益	－	－	－		37,832	37,832	－
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－		－	－	△0
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	－	－	－		－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	31	31	31		10,643	10,643	△0
当 期 末 残 高	19,994	195,371	195,371		42,935	42,935	△55

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	149	247,690
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行	－	62
剰 余 金 の 配 当	－	△27,189
当 期 純 利 益	－	37,832
自 己 株 式 の 取 得	－	△0
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	65	65
当 期 変 動 額 合 計	65	10,771
当 期 末 残 高	215	258,461

計算書類の個別注記表

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定額法を採用しております。
なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
工具器具備品	2～20年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（3～5年）に基づく定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、従業員に対する支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において発生したと認められる額を計上しております。なお、退職給付引当金は退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計算しております。
(追加情報)
2019年10月1日より、確定給付年金制度の改訂を行い、制度改訂前の退職者を除き、確定拠出年金制度に全て移行しました。
この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 平成19年2月7日）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行いました。
なお、当該移行に伴う影響額は、軽微であります。
4. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	150百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	15,670百万円
3. 関係会社に対する短期金銭債務	36百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高	
営業収益	39,837百万円
営業費用	240百万円
(2) 営業取引以外の取引による取引高	87百万円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	37,469株

(税効果会計に関する事項)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	36百万円
未払事業税	3百万円
退職給付引当金	52百万円
減価償却費	2百万円
株式報酬費用	49百万円
その他	11百万円
繰延税金資産小計	154百万円
評価性引当額	－百万円
繰延税金資産合計	154百万円
繰延税金資産の純額	154百万円

(関連当事者との取引に関する事項)

1. 親会社及び法人主要株主等

属 性	会社等の名称	住 所	資本金又は出 資 金 (百 万 円)	事業の内容 又は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取 引 金 額 (百 万 円)	科 目	期 末 残 高 (百 万 円)
親会社	ソニー(株)	東京都港区	880,213	製造業	(被所有) 直接 65.06	出向者の受入、 役員の兼任等	出向者給与の 支払等	91	未払費用	10

(注) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

2. 子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	住 所	資本金又は出 資 金 (百 万 円)	事業の内容 又は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取 引 金 額 (百 万 円)	科 目	期 末 残 高 (百 万 円)
子会社	ソニー生命保険 (株)	東京都千代田区	70,000	生命保険業	(所有) 直接 100	経営管理契約 の締結、出向 者の受入・転 出、役員の兼 任	経営管理料の 受入※1	1,759	未収入金	522
							出向者給与の 支払※2	253	未払費用	14
							出向者給与の 受入※3	20	未収入金	1
	ソニー損害保険 (株)	東京都大田区	20,000	損害保険業	(所有) 直接 100	経営管理契約 の締結、出向 者の受入・転 出、役員の兼 任	経営管理料の 受入※1	176	未収入金	52
							出向者給与の 支払※2	18	未払費用	1
							出向者給与の 受入※3	25	未収入金	2
	ソニー銀行(株)	東京都千代田区	31,000	銀行業	(所有) 直接 100	経営管理契約 の締結、出向 者の受入・転 出、役員の兼 任、資金の貸 付	経営管理料の 受入※1	185	未収入金	55
							出向者給与の 支払※2	140	未払費用	9
							出向者給与の 受入※3	52	未収入金	4
							資金の貸付 ※4	—	コールローン	15,000
	ソニー・ライフ ケア(株)	東京都渋谷区	2,625	介護事業	(所有) 直接 100	経営管理契約 の締結、出向 者の転出、役 員の兼任	資金の貸付 ※4	—	関係会社 長期貸付金	10,000
							利息の受取 ※4	85	その他 流動資産	14
							経営管理料の 受入※1	1	未収入金	0
	ソニーフィナン シャルベンチャ ーズ(株)	東京都千代田区	10	ベンチャーキ ャピタル事業	(所有) 直接 100	経営管理契約 の締結、出向 者の転出、役 員の兼任	出向者給与の 受入※3	84	未収入金	5
							経営管理料の 受入※1	1	未収入金	0
							出向者給与の 受入※3	72	未収入金	4

(注) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 経営管理契約に基づき決定しております。

※2 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

※3 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け入れております。

※4 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、関係会社長期貸付金の弁済条件は期間10年とし、担保は受け入れておりません。

(1株当たり情報に関する事項)

- | | |
|----------------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 593円60銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 86円96銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 86円94銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(ソニー株式会社による当社株式等に対する公開買付け)

当社は、2020年5月19日開催の取締役会において、当社の支配株主（親会社）であるソニー株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主及び新株予約権者の皆さまに対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。なお、上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て当社を完全子会社化することを企図していること、並びに当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

1. 公開買付者の概要

- | | |
|------------------------------|--|
| (1) 名称 | ソニー株式会社 |
| (2) 所在地 | 東京都港区港南1丁目7番1号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表執行役 吉田 憲一郎 |
| (4) 事業内容 | ゲーム&ネットワークサービス、音楽、映画、エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション（モバイル・コミュニケーション/イメージング・プロダクツ&ソリューション/ホームエンタテインメント&サウンド）、イメージング&センシング・ソリューション、金融及びその他の事業 |
| (5) 資本金 | 880,213百万円（2020年3月31日現在） |
| (6) 設立年月日 | 1946年5月7日 |
| (7) 大株主及び持株比率（2019年12月31日現在） | |

CITIBANK AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS（常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	10.07%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6.85%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5.61%
JP MORGAN CHASE BANK 380055（常任代理人 株式会社みずほ銀行）	2.30%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	2.09%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234（常任代理人 株式会社みずほ銀行）	1.99%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	1.99%
GIC PRIVATE LIMITED - C（常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	1.87%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT（常任代理人 香港上海銀行）	1.86%
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000（常任代理人 株式会社みずほ銀行）	1.84%

(8) 公開買付者と当社の関係

- ・ 資本関係 公開買付者は当社普通株式283,050,000株（所有割合：65.04%）を所有しております。
- ・ 人的関係 当社の取締役10名のうち3名が公開買付者の取締役、執行役又は執行役員としての地位を有しており、2名が公開買付者の出身者です。
また、当社の監査役3名のうち1名が公開買付者の従業員としての地位を有しております。
上記のほか、2020年3月31日現在、当社グループ（注1）の従業員3名がその他公開買付者グループ各社（注2）に出向しており、その他公開買付者グループ各社の従業員16名が当社グループに出向しております。
- ・ 取引関係 当社グループは、「ソニー」及び「Sony」を一部に使用した商標等の使用に関し、公開買付者との間で、商号・商標使用許諾契約を締結しております。これらの契約に基づき、当社グループは、公開買付者に対してブランドロイヤリティを支払っております。また、ソニー生命保険株式会社は資産運用の一環として、公開買付者に対して本社屋を賃貸しており、不動産鑑定評価に基づく賃貸料を受領しております。
- ・ 関連当事者への該当状況 公開買付者は、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当いたします。

（注1）「当社グループ」とは、当社及びその連結対象会社13社（2020年3月31日現在）であります。

（注2）「その他公開買付者グループ各社」とは、公開買付者グループを構成する会社のうち当社グループを構成する会社以外の各会社を総称しています。また、「公開買付者グループ」とは、公開買付者並びにその子会社1,529社及び関連会社155社（このうち連結子会社（変動持分事業体を含みます。）は1,490社、持分法適用会社は140社とのことです。）（2020年3月31日現在）であります。

2. 本公開買付けの概要

(1) 買付け等の期間

2020年5月20日（水曜日）から2020年7月13日（月曜日）まで（39営業日）

(2) 買付け等の価格

①普通株式1株につき、2,600円

②新株予約権

- ・ 2016年7月22日開催の当社取締役会の決議（2017年5月31日開催の当社取締役会決議により一部変更）に基づき発行された新株予約権 1個につき、259,900円
- ・ 2017年7月13日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 1個につき、259,900円
- ・ 2018年7月17日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 1個につき、259,900円
- ・ 2019年7月18日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 1個につき、259,900円

(3) 買付予定の株数

買付予定数 152,130,036株
買付予定数の下限 7,070,000株
買付予定数の上限 一株

(4) 公開買付開始公告日

2020年5月20日（水曜日）

